## 第1665号

毎月 2 回 1 ， 15 日発行発 行 所那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号那覇市総務部総務課


## 訓 令ゝ

○那覇市公用文に関する規程の一部を改正する訓令（総務課） ..... 5
○那覇市請負工事検査規程の一部を改正する訓令（契約検査課） ..... 6
○那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令（総務課） ..... 10
○那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令（総務課） ..... 12
○那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）14
○那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令 （契約検査課） ..... 16
○那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程の一部を改正する訓令（契約検査課•共同訓令）18
$\diamond$ 告 示
○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） ..... 20
○建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）21
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）21
○平成 28 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について （廃棄物対策課） ..... 22
○平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画について（廃棄物対策課） ..... 23
○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 8 号）（財政課） ..... 37
○平成 28 年度那覇市一般会計予算（財政課） ..... 47
○平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） （国民健康保険課）54
○平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（国民健康保険課）57
○平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課） ..... 58
○平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国民健康保険課） ..... 61
○平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課） ..... 63
○平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課） ..... 64
○平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（上下水道局企画経営課）65
○平成 28 年度那覇市水道事業会計予算（上下水道局企画経営課） ..... 67
○平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課） ..... 70
$\diamond$ 公 告ゝ
○事後審査型制限付一般競争入札の実施について（なはまちなか振興課） ..... 73
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）76
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る総覧について（道路建設課）77
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課） ..... 78
○随意契約の公表について（クリーン推進課） ..... 80
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課） ..... 81
○随意契約の公表について（クリーン推進課） ..... 81
○随意契約の公表について（クリーン推進課） ..... 82
『議 会 訓 令ゝ
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令 ..... 83
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令 ..... 84
○那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 86

## 內消防局訓令 $\diamond$

○那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令 ..... 89
○那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 91
○那覇市消防職員の人事評価実施規程 ..... 95

## $\diamond$ 上下水道局規程 $>$


#### Abstract

○那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程の一部を改正する訓令（共同訓令）


## 『教育委員会規則〉

○那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規 則• ..... 101
○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を 改正する規則 ..... 103
○那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則106
○那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則 ..... 108
$\diamond$ 教育委員会教育長訓令 $\diamond$
○那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令 ..... 111
》選挙管理委員会規程
○那覇市個人情報条例施行規程の一部を改正する規程 ..... 112
》選挙管理委員会告示 $\diamond$
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示… ..... 113

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 114
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令 ..... 116

## 》農業委員会告示 $\diamond$

○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示…．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 118
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 119

## 》固定資産評価審査委員会訓令 $\diamond$

○那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する訓令……．．．．．．．．． 120
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令……．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 121
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令……．．．．．．．．．．．．．．．． 123


那覇市訓令第2号
平成28年2月25日公 表 済

那覇市公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公用文に関する規程の一部を改正する訓令
那覇市公用文に関する規程（1967年那覇市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （趣旨） <br> 第1条 この規程は，別に定めるもののほか <br> 本市における公用文について，基本的な事項を定めるものとする。 <br> （公用文の分類および種類） <br> 第2条［略］ <br> 2 前項の公用文の種類の意義は，次のとお <br> りとする。 <br> （1）～（38）［略］ <br> （39）争訟関係文書 異議申立書，審査請求書，決定書，裁決書等 <br> （40）［略］ | （趣旨） <br> 第1条 この訓令は，別に定めるもののほか <br> 本市における公用文について，基本的な事項を定めるものとする。 <br> （公用文の分類および種類） <br> 第2条［略］ <br> 2 ［略］ <br> （1）～（38）［略］ <br> （39）争訟関俰文書 審査請求書，決定 <br> 書，裁決書等 <br> （40）［略］ |

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第3号
平成28年2月25日
公 表 済

那覇市請負工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市請負工事検査規程の一部を改正する訓令

那覇市請負工事検查規程（1971年那覇市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 |
| :---: |
| （趣旨） |
| 第1条 この嫢程は，本市の請負工事（以下 |

「工事」という。）の適正かの効率的な施工を確保するために行う工事の検査につ いて別に定めがあるもののほか，必要な事項を定めるものとする。
（検査員）

## 第2条［略］

2 検査員は，契約検查課の職員とする。
3 前項の規定にかかわらず，市長は，次の各号に揭げる場合は当該各号に定めると ころにより，別に検査員を任命する。
（1）請負額が 1 件 130 万円以下の工事工事を所掌する課又は所（以下「主管課」という。）の職員
（2）道路改良工事に伴う下水道切回し工事等付帯工事で随意契約によるもの主管課の職員
（3）緊急を要する小規模の改修工事等 で随意契約によるもののうち契約検査課と主管課の協議により施工技術の箱易性等において前号に準ずると決定し たもの 主管課の職員

## （4）［略］

## （委託検查等）

第3条 検査について特殊な知識又は技能 を必要とするときその他市の職員によっ て検査を行らことが困難又は不適当と認 められる特別の理由があるときは，市の職員以外の者に委託して当該検查を行わ せることができる。この場合における検查は，この規程の定めるところによらな ければならない。
第4条～第5条［略］
（趣旨）
第1条 この訓令は，本市の請負工事（以下「工事」という。）の適正から効率的な施工を確保するために行ら工事の検査につ いて，別に定めがあるもののほか，必要 な事項を定めるものとする。
（検査員）

## 第2条［略］

2 検査員は，技術管理課の職員とする。
3 前項の規定にかかわらず，市長は，次の各号に掲げる場合は，当該各号に定める ところにより，別に検査員を任命する。
（1）請負額が 1 件 130 万円以下の工事
工事を所掌する課（以下「主管課」とい う。）の職員
（2）緊急を要する小規模の改修工事等 で随意契約によるもののうち技術管理課と主管課の協議により施工が簡易で あると認めるもの 主管課の職員
（3）［略］

第3条～第4条［略］
（検査の実施）

## 第6条［略］

2 ［略］
3 前項第3号及び第4号の検査については， やすきを得ない場合には，工事材料の製造者若しくは適当な試験機関の試験（検定 を含む。）若しくは検査又はこれらの記録 をもってこれに代えることができる。
（検査の立会い）
第7条 検査員は，検査の実施に当たつて は，当該工事の主任現場監督員及び現場監督員（以下「現場監督員等」という。）並びに請負者又は現場代理人の立会いの もとに行わなければならない。
（検査員の権限）
第8条 検査員は，検査に当たり必要と認め
るときは，請負者に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか，書類及び資料の提出又は事実の説明を求める ことができる。

## 第9条～第12条［略］

（重要事項の処理）
第13条 検査員は，工事の検査に当たつて，事態が重大であり，かつ，その処理に急 を要すると認められる事項があるとき は，直ちに上司に報告し，その指示を受 けて必要な措置を講じなければならな い。
（必要な報告）
第14条 検査員は，当該検査を通じて工事 の施工技術及び施工管理の向上を図るた め工事関係者に対し適当な指導が必要で あると認めたときは，上司にその旨報告 しなければならない。

2 検査員は，工事の検査の結果，設計上の重要な問題点及び請負者の常態に関し特 に必要と認めた事項に関しては，上司に
（検査の実施）

## 第5条［略］

2 ［略］
3 前項第3号及び第 4 号の検査については，当該工事の検査を所掌する課の長（以下「所管課長」といら。）がやむを得ないと認める場合は，工事材料の製造者若しく は適当な試験機関の試験（検定を含む。）若しくは検査又はこれらの記録をもつて これに代えることができる。
（検査の立会い）
第6条 検査員は，検査の実施に当たつて は，当該工事の主任現場監督員及び現場監督員（以下「現場監督員等」といら。）並びに受注者又は現場代理人の立会いの もとに行わなければならない。
（検査員の権限）
第7条 検査員は，検査に当たり必要と認め るときは，受注者に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか，書類及び資料の提出又は事実の説明を求める ことができる。

## 第8条～第11条［略］

（重要事項の処理）
第12条 検査員は，工事の検査に当たつて，事態が重大であり，かつ，その処理に急 を要すると認められる事項があるとき は，直ちに所管課長に報告し，その指示 を受けて必要な措置を講じなければなら ない。
（必要な報告）
第13条 検査員は，当該検査を通じて工事 の施工技術及び施工管理の向上を図るた め工事関係者に対し適当な指導が必要で あると認めたときは，所管課長にその旨報告しなければならない。

2 検査員は，工事の検査の結果，設計上の重要な問題点及び受注者の常態に関し特 に必要と認めた事項に関しては，所管課

対し卒直な意見の具申をしなければなら ない。
3 ［略］
（復命書及び調書の提出）
第15条 検査員は，工事の検査を終了した ときは，その結果について7日以内に工事検査復命書を作成し，上司に提出しなけ ればならない。
2 検査員は，工事の一部完成及び既済部分 を認めたときは，工事一部完成，既済部分検查調書を作成し，前項の工事検查復命書と同時に上司に提出しなければなら ない。
（工事改造の報告等）
第16条 検査員は，工事の検査の結果，そ の出来形が工事請負契約書，設計図，仕様書等と相違し，又は不完全と認めたと きは，上司に工事の改造の必要性を報告 しなければならない。
2～3［略］
（再検査）
第17条 改造工事について，請負者から改造完了の届出があったときは，改めで第4条から第11条までの規定に準じて再検査 を行わなければならない。この場合にお いては，第15条の規定を準用する。
(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要 な事項は，別に定める。

長に対し卒直な意見の具申をしなければ ならない。
3 ［略］
（復命書等の提出）
第14条 検査員は，工事の検査を終了した ときは，その結果について7日以内に工事検査復命書及び工事検査報告書を作成 し，所管課長に提出しなければならない。
2 検査員は，前項の検査のらち，一部完成検査又は既済部分検査を終了した場合で あって，その出来高を確認したときは，工事検査調書を併せて提出しなければな らない。
（工事改造の報告等）
第15条 検査員は，工事の検査の結果，そ の出来形が工事請負契約書，設計図，仕様書等と相違し，又は不完全と認めたと きは，所管課長に工事の改造の必要性を報告しなければならない。
2～3［略］
（再検査）
第16条 改造工事について，受注者から改造完了の届出があったときは，改めて第3条から第10条までの規定に準じて再検査 を行わなければならない。この場合にお いては，第14条の規定を準用する。

## （様式）

第17条 この訓令の規定による文書の様式 は，市長が定める。 （補則）
第18条 この訓令に定めるもののほか必要 な事項は，市長が定める。

備考
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対応する改正後の欄中下線が引かかれた部分（以下「改正後部分」といら。）がある場合には，当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には，当該改正部分を削る。
3 条名等を「～」で結んでいる場合には，これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には，当該改正後部分を加える。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第4号
平成28年2月25日
公 表 済

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令

那覇市市政情報センター規程（昭和63年那覇市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 |
| :---: |
| （事務） |
| 第3条 センターは，次に揭げる事務を行 |
| ら。 |
| （1）公文書の公開に関する事項 |
| ア～ウ［略］ |
| エ 公文書の公開請求に対する処分に |
| 係る不服申立てに間するーと |

（事務）
第3条［略］
（1）［略］
ア~ウ [略]

## 工［略］

（2）［略］
ア~ウ [略]

## 工［略］

（3）［略］
（資料の送付義務等）
第5条 課長（那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第2条第 2 項に規定す る課長をいう。次項において同じ。）は，前条各号のいずれかに該当する資料を作成し，又は入手したときは，当該資料を速やかに市民生活安全課市民生活相談室長（以下「室長」という。）に送付しなけ ればならない。
2 ［略］
（行政資料の分類整理等）
第6条 室長は，収集した資料のらち，セン ターに備え付けることが適当と認められ るものについては，行政資料原簿に登録 し，分類整理するものとする。
2 室長は，行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し，行政資料の利用の便を図らなければならない。
（利用の制限）
第8条 総務課副参事は，利用者が他人の迷惑となる行為をし，若しくは行為をする おそれがあるとき，又は行政資料を紛失 し，汚損し，若しくは破損するおそれが ある等管理上支障があると認められると きは，その利用を制限することができる。
（利用の制限）
第8条 室長は，利用者が他人の迷惑となる行為をし，若しくは行為をするおそれが あるとき，又は行政資料を紛失し，汚損 し，若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは，そ の利用を制限することができる。

備考
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には，当該改正部分 を削る。
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改 める。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 那覇市訓令第5号

平成28年2月25日
公 表 済

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程（平成 20 年那覇市訓令第 16 号）の一部を次のよらに改正する。


$$
\begin{aligned}
& \text { ア~才 [略] } \\
& \text { 力 訴願, 訴訟及び異議の申立てに関 } \\
& \text { する重要な文書 } \\
& \text { キ~シ [略] } \\
& \text { (2) ~ (4) [略] } \\
& \text { ア~才 [略] } \\
& \text { 力 訴願, 訴訟及び審査請求に関する } \\
& \text { 重要な文書 } \\
& \text { キ~シ [略] } \\
& \text { (2) ~ (4) [略] } \\
& \text { 備考 } \\
& 1 \text { 改正前の欄中下線が引かかれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する改正後の欄 } \\
& \text { 中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) がある場合には, 当該改正部分 } \\
& \text { を当該改正後部分に改める。 } \\
& 2 \text { 改正部分に対応する改正後部分がない場合には, 当該改正部分を削る。 } \\
& 3 \text { 条名等を「~」で結んでいる場合には, これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ } \\
& \text { らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 } \\
& 4 \text { 改正後部分に対応する改正部分がない場合には, 当該改正後部分を加える。 }
\end{aligned}
$$

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 那覇市訓令第 6 号

平成28年2月25日
公 表 済

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令を次の ように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程（平成26年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （電子情報処理の申請） <br> 第13条［略］ <br> 2 前項の場合において，那覇市個人情報保護条例第9条の目的外利用又は外部提供 を伴うときは，主管課長は，那覇市個人情報保護条例施行規則（平成 3 年那覇市規則第34号）第19条の個人情報目的外利用決定通知書又は個人情報外部提供決定通知書の写しを添付しなければならない。 | （電子情報処理の申請） <br> 第13条［略］ <br> 2 前項の处理依頼書に係る業務が，那霸市 <br> 個人情報保護条例第9条第1項若しくは第 <br> 9条の2第2項に規定する利用目的以外の <br> 目的のための利用又は同条例第9条第1項 <br> に規定する提供若しくは同条例第 9 条の3 <br> に規定する提供（行政手続における特定 <br> の個人を瀻別さるための番号の利用等に <br> 関する法律（平成25年法律第27号）第19条 <br> 第11号から第14号までに該当する場合の <br> 提供に限る。）を伴方ものであるときは， <br> 主管課長は，当該処理体頼書に那覇市個 <br> 人情報保護条例施行規則（平成 3 年那覇市 <br> 规則第34号）第23条の保有個人情報目的 <br> 外利用決定通知書又は保有個人情報提供決定通知書の写しを添付しなければなら ない。 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の闌中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

付 則
（施行期日）
1 この訓令は，平成28年2月26日から施行する。
（経過措置）
2 この訓令の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の第13条第 2 項の規定の適用については，同項中「第23条」とあるのは，「第19条」とする。

## 那覇市訓令第 7 号

平成28年2月25日
公 表 済

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令 を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成26年那覇市訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （委員会の組織） <br> 第12条 委員会は，次の者をもって組織す る。 <br> 都市計画部長，建設管理部長，都市計画部副部長，建設管理部副部長，企画財務部副部長（企画調整課を担当する副部長），経済観光部副部長，生涯学習部副部長，契約検査課長，建築工事課長，花と みどり課長，道路建設課長，施設課長 <br> （委員長及び副委員長） <br> 第 13 条 委員会に委員長及び副委員長を置 き，委員長に都市計画部長，副委員長に建設管理部長をもつで充てる。 | （委員会の組織） <br> 第12条 委員会は，次の者をもって組織す <br> る。 <br> 総務部長，建設管理部長，総務部副部長，都市計画部副部長，建設管理部副部長，企画財務部副部長（企画調整課を担当す る副部長），経済観光部副部長，生涯学習部副部長，上下水道部副部長（技術部門を担当する副部長），法制契約課長，技術管理課長，建築工事課長，花とみどり課長，道路建設課長，施設課長 <br> （委員長及び副委員長） <br> 第 13 条 委員会に委員長及び副委員長を置 <br> き，委員長に総務部長，副委員長に建設管理部長をもって充てる。 $2 \sim 3 \quad \text { [略] }$ |
| 備考 <br> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下 <br> 中下線が引かれた部分（以下「改正後部分 を当該改正後部分に改める。 <br> 2 改正後部分に対応する改正部分がない場 | 正部分」といら。）に対応する改正後の欄 という。）がある場合には，当該改正部分 <br> には，当該改正後部分を加える。 |

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

| 那 | 覇 | 市 | 訓 | 令 | 第8号 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 那覇市上下水道局規程 |  |  |  |  |  |  |  |
| 平 | 成 |  | 3 | 月 | 7 | 7 | 日 |
| 公 |  |  | 表 |  |  |  | 済 |

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市上下水道事業管理者 翁 長 聡

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務 の任用に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程（平成25年那覇市訓令第5号，那覇市上下水道局規程第 4 号）の一部を次のよ らに改正する。

| 改正前 |
| :---: |
| 那覇市及び那覇市上下水道局が発注 <br> する工事等の契約及び工事の検査に <br> 関する事務の任用に関する規程 <br> （趣旨） <br> 第1条 この訓令は，那覇市及び那覇市上下$\|$ |水道局（以下「局」といら。）が発注する工事及び当該工事に係る委託の契約並び に当該工事の検査に関する事務（局が行 ら維持管理工事及び随意契約に係る契約 の検査に関する事務を除く。以下「契約検査に関する事務」といら。）を担任する職の任用について，他に定めがあるもの のほか，必要な事項を定めるものとする。 （局における職の任用）

第2条 局の契約検査に関する事務に従事 する参事監に都市計画部長，参事に都市計画部副部長をもつて充てる。
2 局総務課の契約検査に関する事務に従事する職員に都市計画部契約検査課の課長及び当該課の職員（当該課長の指名す る者に限る。）をもつて充てる。 （都市計画部における職の任用）

第3条 都市計画部契約検査課職員に局契約検査に関する事務に従事する局総務課 の職員（当該課の課長の指名する者に限 る。）をもつて充てる。

## 備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」といら。）がある場合には，当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には，当該改正部分を削る。
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には，当該改正後部分を加える。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

| 告 | 示 |
| :---: | :---: |

那覇市告示第545号
平成 28 年 3 月 4 日掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁に よる団体について，同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので，同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里大中町自治会
2 変更があった事項及び内容
（1）名称変更
変更前の名称 大中町自治会
変更後の名称 首里大中町自治会
（2）代表者の変更
変更前の代表者の氏名及び住所
氏名 仲村 良幸
住所 那覇市首里大中町2丁目8番地
変更後の代表者の氏名及び住所
氏名 與儀 毅
住所 那覇市首里大中町2丁目 10 番地 2
（3）事務所所在地変更
変更前の事務所所在地
那覇市首里大中町2丁目8番地

変更後の事務所所在地
那覇市首里大中町 2 丁目 10 番地 2

## 那覇市告示第547号

平成28年3月9日掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので，公告する。

その関係図書は，那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定番号：第7号
2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
3 指定の年月日：平成28年3月9日
4 指定道路の位置：那覇市首里末吉町二丁目 176 番 9
5 指定道路の延長及び幅員：延長 27.075 m
幅員 6.00 m

那覇市告示第553号
平成28年3月11日掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により，平成 28 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等緃覧帳簿を，次のとおり納税者の縦覧に供する。

1 縦覧期間平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 5 月 2 日（月）まで
（土曜•日曜日及び休日を除く）

2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで （昼食時間を除く）

3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階）

那覇市告示第1号平成 28 年 4 月 1 日

平成28年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項に基づき，平成 28年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

| 名 称 | 所在地•電話番号 |
| :---: | :---: |
| 株式会社 ジーマックス代表取締役 儀間 良章 | 浦添市西洲2丁目3番地2電 話 875－3777 |
| 株式会社 みつわ産業 <br> 代表取締役社長 與那嶺 達啓 | 那覇市識名 1169 番地 <br> 電 話 8 3 4－1414 |
| 沖縄日野出株式会社代表取締役 平良 盛也 | 西原町字東崎4番地の14電 話 945－5115 |
| 有限会社 大初 <br> 代表取締役 松長 朋子 | 那覇市松尾 2 丁目 19 番 7 号電 話 863－2773 |
| 株式会社タカダ代表取締役 高田 聡 | 浦添市西洲2丁目7番地3 <br> 電 話 875－3121 |

## 那覇市上間 425 番地

電 話 833－1901

那覇市告示第2号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので，那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 28 年度那覇市一般廃葉物処理実施計画

 はじめに1 計画策定の目的
本計画は，廃衰物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき，那覇市廃葉物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 15 号。以下「条例」といら。）及び「那覇市一般廃臬物処理基本計画」の方針に沿つて一般廃臬物の処理を実施する にあたり，ごみの発生•排出抑制，収集•運搬，中間処理，最終処分及びし尿処理に関する本年度の計画を定めるものである。

## 2 処理計画区域

対象区域は，市内全域とする。

## 3 計画の範囲

本計画において，本市が処理する一般廃棄物は，市内で発生するごみ及び し尿•浄化槽污泥とする。また，ごみは，一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 処理計画

| 区分 | 処理量 | 処理施設 |
| :--- | ---: | :--- |
| 燃やすごみ | $86,313 \mathrm{t}$ | 那覇•南風原クリーンセンター |
| 燃やさないごみ | $1,919 \mathrm{t}$ | 那覇•南風原タリーンセンター |
| 粗大ごみ | $1,411 \mathrm{t}$ | 那覇•南風原クリーンセンター |
| 資源化物 | $10,116 \mathrm{t}$ | エコマール那覇リサイクル棟 |
| 適正処理困難物 | 178 t | エコマール那覇リサイタル棟・プラザ棟 |
| 拠点回収 | 70 t | エコマール那覇リサイタル棟 |
| し尿•浄化槽污泥 | $5,727 \mathrm{kl}$ | 那覇市し尿等下水道放流施設 |

## 1 章 ごみ処理

1 ごみの発生•排出抑制計画（減量化計画）
（1）4Rの推進
持続可能な循環型社会を構築するため，ごみを減らす行動理念である 4 R（リフューズ：不要なものは断る，リデュース：減量する，リユース：再利用する，リサイクル：再資源化する）を推進し，ごみの発生•排出抑制と資源循環の微底を図る。
アごみゼロキヤンペーン
5月30日（ごみゼロの日）に，ごみの減量•資源化を中心とした環境 に関する広報啓発キャンペーンを行い，市民の意識の高揚及び 4 R の周知を図ることを目的とする。
1 4 R 推進コンクール・環境絵日記コンテスト
市内の小•中学生を対象としたコンクール等を実施し，コンクール等 への参加をきっかけとして，ごみの減量及び資源化について考え，4 Rを主体的に実践してもららことを目的とする。
ウ エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業市民がごみ問題に対して関心を持ち，積極的にごみ減量•資源化に取 り組むため，市民との協働による効果的な啓発活動を実施することで 4Rの推進を図ることを目的とする。
（ア）環境講座
古着や古布のリメイク講座，生ごみの減量講座及び環境に関する講演会等の開催。
（1）リユース食器の貸出
飲食を伴うイベントにおける使い捨て容器削減のための食器貸出。

資源化物として収集した衣類から着用可能な衣類を厳選して販売。
（土）再生工房の開催
粗大ごみとして収集又は直接持込された家具等から使用可能なも のを販売。
工 買い物ゲーム
小学校 4 年生を対象として，総合学習の授業でごみ減量体験学習を実施することにより，ごみ処理に対する意識啓発を図り4Rを推進する ことを目的とする。
（2）家庭系ごみ
ア 雑紙の分別と資源化の推進
資源化物である雑紙の分別を促進し，ごみ減量の推進を図る。
1 生ごみの発生•排出抑制と減量化推進
食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生•排出抑制やごみと して排出する際の水切りの微底等の広報啓発，また，生ごみ処理機器 の購入助成による減量及び資源化の推進を図る。
ウ 家庭ごみ有料化制度の導入
市が収集する家庭系ごみのらち，燃やすごみ，燃やさないごみ，粗大 ごみ及び廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファー等 の適正処理困難物（以下「廃スプリング入り製品」という。）の処理を有料化することで市民の意識啓発を図り，ごみの発生抑制と分別の徽底を図る。
エ 拨点回収事業
家庭より排出される資源化物を拠点回収する団体に対し奨励金を交付 することにより，民間団体の資源化活動を促進し，ごみの減量及び資源化の推進を図る。
才 店頭回収（トレー）の促進
トレーなどは，店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認 しつつ，回収拠点をPRL，事業者による資源化を促進する。
力 広報啓発
ごみ減量の啓発用パンフレット等を作成し，全戸配布や転入者へ配布 するなど適正なごみの分別と排出方法を周知する。

## （3）事業系ごみ

ア 事業系古紙の資源化推進
事業系古紙については，オフィス古紙（機密文書を含む）等の資源化 を推進するとともに，資源化可能な古紙は，那覇•南風原クリーンセ ンターへの搬入を禁止する。
1 草木の分別促進，搬入禁止
事業活動に伴い発生する草木は，資源化を推進するとともに，那覇•南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法に ついては，自ら処理するか，または法第 7 条第 1 項及び第 6 項に規定 する一般廃臬物処理業者に委託して処理する。
ウ 生ごみの資源化促進
食品リサイクル法の推進の他，非該当事業者に対しても，飼料化又は肥料化等の資源化事業所の紹介を行い資源化の促進を図る。また，ご

みとして排出する場合は，水切りの微底を行うなど減量化の推進を図 る。
工 大規模事業所訪問
大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書作成の指導を強化し，個別の事業所訪問を通してごみの分別状況の実態把握及び分別や適正処理の指導を徹底することにより事業所の自主的なごみ減量•資源化㖈推進する。

## 才 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的に実施し，ごみの分別状況の実態把握を行い，分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。
力 資源化物処理システムの構築
生ごみ限定許可や草木限定許可の拡充を図り資源化を促進することで事業系ごみの減量を推進する。

2 収集運搬計画
（1）ごみ区分ごとの収集•運搬量

| 区分 | 性状（種類） | 収集主体 | 搬入施設 | 処理量（内訳） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 家庭系 ごみ | 燃やすごみ | 直 営 | 那覇•南風原 タリーンセンター | 7，394 |
|  |  | 委託業者 |  | 35，687 |
|  |  | 直接持込 |  | 8，433 |
|  |  | （許可業者） |  | 7，814 |
|  |  | （市 民） |  | 619 |
|  | 燃やさない ごみ <br> （有害•危険 ごみ，乾電池含む） | 直 営 | 那覇•南風原クリーンセンター | 247 |
|  |  | 委託業者 |  | 1，110 |
|  |  | 直接持込 |  | 561 |
|  |  | （許可業者） |  | 417 |
|  |  | （市民） |  | 144 |
|  | 粗大ごみ | 直 営 | 那霸•南風原 クリーンセンター | 101 |
|  |  | 委託業者 |  | 476 |
|  |  | 直接持込•市民 |  | 796 |


|  |  | 直 営 |  | 1，607 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 委託業者 | エコマール那覇 | 6， 050 |
|  | 資源化物 | 直接持込 | び市長の指定す | 999 |
|  |  | （許可業者） | る施設 | 551 |
|  |  | （市民） |  | 448 |
|  |  | 直 営 |  | 26 |
|  | 適正処理困 | 委託業者 | エコマール那覇 | 123 |
|  | プリング入 | 直接持込 | リサイクル棟• | 29 |
|  | り製品） | （許可業者） | プラザ棟 | 27 |
|  |  | （市 民） |  | 2 |
|  |  | 直接持込 |  | 34，799 |
|  | 燃やすごみ | （許可業者） | 那龩•南虫原 <br> クリーンセンター | 34，528 |
| 事業系 |  | （事 業 者） |  | 271 |
| ごみ | 資源化物 | 直接持込 |  | 1，460 |
|  | （古紙•草木 | （許可業者） | リサイクル㧹 | 1，454 |
|  | を除く） | （事 業者） |  | 6 |
| 直接資源化 その他 | 資源化物 <br> （缶，紙） | 拠点回収 | エコマール那覇 リサイクル棟及 び市長の指定す る施設 | 70 |

## （2）家庭系ごみ

ア 収集•運搬方法
（ア）家庭系ごみは，直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはタリー ン推進課で縦覧に供する。なお，定期収集が難しい一部の集合住宅等 については，法第 7 条第 1 項の規定する一般廃棄物収集運搬許可業者 （以下許可業者という。）が収集する。
（傢庭系ごみは，一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し，団地・アパ ート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。
（师 ごみは，燃やすごみ，燃やさないごみ，粗大ごみ，缶，びん，ペッ トボトル，紙，布，草木，有害ごみ，危険ごみ，乾電池及び廃スプリ ング入り製品に分別して排出する。また，粗大ごみ及び廃スプリング大り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

「家庭ごみの正しい分け方•出し方」は当該計画の一部とし，収集 するごみの種類及び収集日等について定める。
（土）直接持込とは，市民自ら車両を運転し，又は市民から委託を受けた許可業者が，直接中間処理施設へごみを搬入することをいう。
（才）引つ越しなどにより多量に排出されるごみは，排出者自ら，又は許可業者に委託して，処理施設に搬入しなければならない。
（カ）空き家，空き地，墓地等の清掃に伴う草木は，市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持込又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り，分別をして出す等の対応）しなければならない。
（才）在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については，平成17年9月8日付け環廃対発 050908003 号•環廃産発 050908001 号の環境省通知を鑑み，安全に取り扱うことができ，感染の可能性が低いものについて は，市が家庭系ごみとして処理する。
（ク）条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は，製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

なお，廃スプリング入り製品については，市で収集及び処理する。
（ヶ）廃家電 4 品目（テレビ，冷蔵庫•冷凍庫，洗濯機•乾燥機，エアコ ン）の処理については，特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年 6月5日法律第 97 号）に基づき，円滑に資源化されるよう，適正な運用と必要な啓発を図る。
（コ）廃パソコンの処理については，資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）に基づき，円滑に資源化される よう，適正な運用と必要な啓発を図る。

リサイクルシステムが構築されている廃棄物（ボタン電池，充電式電池，消火器，オートバイ等）の処理については，システムが円滑に運営されるよう必要な啓発を図る
（䖝災害時に大量に発生した草木については，異物等が混入し資源化が難しいため焼却処理を行いサーマルリサイクルする。
（ス）リフォームごみ
日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等 については，リフォーム・解体等の現場調査を実施し，家庭系ごみで あることの確認を行ったらえで，直接持込等の受け入れをする。
（セ）市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることは禁止する。
イごみの収集•運搬体制
家庭系ごみの定期収集は，9つの区域に分け，直営及び次の委託業者で行う。
（7）収集の委託

| 名称 | 代表者 | 所在地 |
| :--- | :--- | :--- |
| （有）那覇开）ーンサービス | 崎濱 秀樹 | 那覇市港町2丁目13番14号 |
| 有）那覇東クリーン | 嘉陽 宗弘 | 那覇市首里汀良町3丁目69番4号 |
| （有）中央環境サービス公社 | 眞壁 隆 | 那覇市曙2丁目20番11号 |

（1）アシスト収集
ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し，戸別訪問による収集を実施する。
（3）事業系ごみ
ア 収集•運搬方法
（ア）事業活動に伴って生じる事業系ごみは，法第3条及び条例第3条に基づき，事業者自ら処理するか，又は，許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。
（倳事業系ごみは，燃やすごみ，資源化物（缶，びん（無色，茶色，そ の他），ペットボトル，古紙及び草木）の種類に分別して排出する。
（ウ）事業所から排出される従業員等の生活活動に伴い排出される弁当 の容器等のプラスチック及びかん，びん，ペットボトル等の資源化物は，本来産業廃棄物であるが，例外的に一般廃棄物として那覇•南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟での受け入れを行ら。
ィ 収集•運搬の許可
許可業者一覧（別紙1のとおも）
（1）基本方針
衛生的で安全•快適な生活環境を保つため，安定的かつ安心して処理で きる体制の整備が必要です。また，焼却に伴ら熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに，焼却残椬を資源化する。
（2）ごみ処理
燃やすごみ，燃やさないごみ，粗大ごみか処理については，那覇市と南風原町で「那覇市•南風原町環境施設組合」を組織し，那覇•南風原夕 リーンセンターにおいて処理する。

また，資源化物及び廃スプリング入り製品については，エコマール那覇りサイクル棟・プラザ棟で処理する。
（3）処理施設一覧

| 施設区分 |  | 中間処理施設（委託含咢） | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 焼 } \\ & \text { 却 } \\ & \text { 施 } \\ & \text { 設 } \end{aligned}$ | 施設名 | 那羁•南風原クリーンセンター | 灰溶融処理 にて，スラグ とメタルを生成し，資源化する。ま た，ごみ発電 により施設内の電力を まかない，余剰電力は売却する。 |
|  | 所在地 | 沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地 |  |
|  | 開設 | 平成18年4月 |  |
|  | 炻形式 | 全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラー付），電気式灰溶融炉，破砕選別施設 |  |
|  | 焼却能力 | $450 \mathrm{t} /$ 日（ $150 \mathrm{t} /$ 日 $\times 3$ 炬） |  |
|  | 灰溶融炉 | $52 \mathrm{t} /$ 日（26 t／日 $\times 2$ 炉） |  |
|  | 破砕選別 | $39 \mathrm{t} / 5 \mathrm{H}$（粗大ごみ封 $\mathrm{t} / 5 \mathrm{H}$ ，不燃ごみ $33 \mathrm{t} / 5 \mathrm{H}$ ） |  |
|  | 処理対象 | 燃やすごみ，燃やさないごみ， <br> 有害•危険ごみ，粗大ごみ |  |
|  | 発電容量 | $8,000 \mathrm{kw}$ |  |
| $\begin{aligned} & \text { 資 } \\ & \text { 源 } \\ & \text { 化 } \\ & \text { 施 } \\ & \text { 設 } \end{aligned}$ | 施設名 | エコマール那覇リサイクル棟 | 古紙は，市長 <br> の指定する <br> 民間資源化 <br> 施設へ直接搬入する。 |
|  | 所在地 | 沖縄県島尻郡南風原町字新川655番地 |  |
|  | 開設 | 平成23年4月 |  |
|  | 主要設備 | プラットホーム，供給コンベア，破集破袋，磁選機，圧縮機，圧縮梱包機器 |  |
|  | 処理能力 | $53 \mathrm{t} /$ 日 |  |
|  | 処理対象 | （アルミ缶，スチール缶，ペットボトル，びん類，古布類，草木） |  |

## 4 最終処分計画

（1）リサイクル出来ないごみは海面最終処分場にて処理し，処分場内の海水 は環境に負荷が少ないよら余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。
（2）最終処分量については，ごみの減量化と那覇•南風原クリーンセンターに おいて破研選別施設による鉄・アルミの選別，及び灰溶融炬でスラグ・メ タルを生成し，最終処分量の減量化を図る。
（3）最終処分施設

| 施設名 | 那覇エコアイランド |
| :--- | :--- |
| 所在地 | 那覇市港町 4 丁目 3 番 6 の地先 |
| 敷地面積 | 約 2.7 ha |
| 埋立容量 | 約 $107,000 \mathrm{~m}^{3}$ |
| 水処理施設 <br> 処理能力 | $90 \mathrm{~m}^{3} /$ 日 |
| 処理方式 | 流入調整＋第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝 <br> 化•脱窒•再ばの気）＋第 2 凝集沈殿処理＋高度処理（砂る過• <br> 活性炭吸着）＋消毒放流設備 |

2 章 し尿及び浄化槽污泥処理
法第 7 条第 1 項の規定に基づき，市長が許可した一般廃衰物（し尿，浄化槽污泥）収集運搬業者及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき，市長 が許可した浄化槽清掃業者により収集運搬を行い，那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理する。

1 L尿•浄化槽污泥量
単位：k 1

| 区分 | 搬入施設 | 搬入量 |
| :---: | :---: | :---: |
| し康 | 那覇市し尿等下水道放流施設 | 3，597 |
| 浄化槽污泥 |  | 2，154 |

2 収集運搬計画
（1）一般廃臬物（し尿）収集運搬業者

| 許可番号 | 会社名 | 代表者名 | 住所地 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 6 | 侑）あかつき衛生 | 新垣 正和 | 那覇市字仲井真 205－3 |
| 12 | 侑）中央環境サービス公社 | 眞壁 隆 | 那覇市曙 2－20－11 |

（2）一般廃臬物（浄化槽污泥）収集運搬業者

| 許可番号 | 会社名又は氏名 | 代表者名 | 住所地 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 2 | 大城 秀吉 |  | 那羁市与儀 2－4－7 |
| 6 | （有）あかつき衛生 | 新垣 正和 | 那覇市字仲井真 205－3 |
| 8 | （有）丸十衛生設備 | 大城 昌永 | 南風原町字津嘉山 675 |
| 9 | 富本 祐昌 |  | 南城市大里字仲間 1024－6 |
| 10 | （有）トップ環境 | 上間 克千代 | 西原町字小那覇 1191－1 |
| 12 | （有）中央環境サービス公社 | 眞壁 隆 | 那覇市曙 2－20－11 |

3 処理計画

| 施設名 | 那覇市し尿等下水道放流施設 |
| :--- | :--- |
| 所在地 | 沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号 |
| 面積 | 敷地面積 ： $2,249 \mathrm{~m}^{2}$ ，建築面積： $548 \mathrm{~m}^{2}$ ，延床面積 $1,300 \mathrm{~m}^{2}$ |
| 処理方式 | 前処理•固液分離•希釈下水道放流方式 |
| 処理能力 | $32 \mathrm{kl} /$ 日（L尿•浄化槽污泥 ： 24 kl ，下水道清掃污泥： 8 kl |

別紙1
許可業者一覧
1 ごみ
個人 30 人

| 許可 番号 | 氏 名 | 所在地 | 許可 番号 | 氏 名 | 所在地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 | 友利 清子 | 那覇市首里末吉町 $3-120-30$ | 28 | 兼濱 康喜 | 那覇市字国場 254－1 |
| 5 | 祖平 愛也 | 那覇市具志 3－32－26 | 32 | 伊良波 哲 | 宜野湾市赤道 2－11－24 |
| 7 | 大城 睦子 | 那覇市港町 2－2－3 | 35 | 伊佐 真覀 | 那 覇 市 首 里 石 嶺 4－365－2 |
| 9 | 佐久川 政則 | 那覇市首里山川町 2-107 | 37 | 上原 民智 | 那覇市首里石嶺町 2-52 |
| 10 | 上原 直美 | 那覇市首里末吉町 $4-5-1$ | 39 | 宮城 みゆ き | 南城市大里字大里 $1770-1$ |
| 11 | 上原 正和 | 那覇市具志 3－12－3 | 43 | 棚原 敏彦 | 豊見城市字座安301 |
| 16 | 伊野波 盛俊 | 那覇市真嘉比 2－29－10 | 46 | 上原 勝 | 那覇市高良 2－15－58 |
| 17 | 大城 尋光 | 浦添市西原 5－21－10 | 47 | 新里 靖美 | 南城市大里字大里 $1624$ |
| 18 | 瑞慶覧 克明 | 浦添市字経塚 176－4 | 48 | 大城 勝 | 南城市大里字仲間 7－23 |
| 19 | 松原 秀明 | 那覇市字松川 524－1 | 51 | 川上博敏 | 浦添市当山 2－32－22 |
| 20 | 粟國 恒男 | 浦添市経塚811－60 | 54 | 前門 清人 | 南風原町字津嘉山 $1380-3$ |
| 23 | 城間 美佐江 | 那覇市松島 1－9－21 | 55 | 普天間 里恵子 | 南城市大里字高平 $722-5$ |
| 25 | 平良 義勝 | 西原町字池田 371－22 | 60 | 上田 長廣 | 浦添市大平374 |
| 26 | 玉城 正 | 南城市大里字大里 807 | 64 | 福里 清 | 那覇市首里石嶺町 2－65 |
| 27 | 花城 利彦 | 南風原町字山川449 | 65 | 金城 隆幸 | 浦添市伊祖 3－9－18 |

※印は，草木の許可を受けている業者。
（1）法人 23 社

| 許可 <br> 番号 | 会 社 名 | 代 表 者 名 | 所 在 地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 － | （有）宮國清掃 | 宮國 喜効 | 浦添市字前田862－212 |
| 2 | （有）丸元清掃 | 親泊 小百合 | 南城市大里字稲嶺 1459－1 |
| 6 | 森クリーンアップ福 | 仲眞 典子 | 那覇市首里大名町 2－91 |
| 8＊＊ | 俌タイラ衛生社 | 平良 博一 | 豊見城市字金良 28 |
| 21 | 林廣 | 根間 良明 | 浦添市伊祖 1－22－3 |
| 22 | 森タマキクリーン | 仲村 孝枝 | 南城市大里字高平 131－18 |
| 24 | （株）S UNクリーン | 嘉陽 勝次 | 那覇市首里石嶺町 4－411 |
| 31＊ | （有）三友 | 金城 和良 | 那覇市西 1－3－13 |
| $33 \bullet$ | （有）那覇相互清掃 | 梅本 祐司 | 那覇市字国場 1171－1 |
| $34 \bullet$ | （有）丸友産業 | 友利 俊雄 | 那覇市字仲井間 321－4 |
| 40 | 林大輪産業 | 根間 大輔 | 那覇市古島 1－7－31 |
| $49 \bullet$ | 粈タイホウエコクリーン | 根間 正明 | 那覇市真嘉比 2－20－2 |
| 50 | 林共栄環境 | 下田 美智代 | 南風原町字大名 $107-1$ |
| 53 • | 森吉浜クリーン開発 | 吉浜 克之 | 那覇市松川 2－11－15 |
| $56 \bullet$ | 吉浜エコサービス森 | 垣花 秀樹 | 豊見城市与根210－4 |
| 58 | （有）那覇環境サービス | 伊計 盛領 | 那覇市泊 3－1－17 |
| $59 \bullet$ | （森沖縄公衆衛生 | 城間 久美子 | 那覇市字鏡水 150 |
| 61 • | 秼やすもと | 安元 良美 | 浦添市経塚811－51 |
| $62 \bullet$ | 森タイラ産業 | 平良 夏毅 | 豊見城市字金良 12 番地 |
| 63 | 森光環境サービス | 銘苅 茂光 | 南城市大里字古堅 1011－3 |
| 66 | 侑都市清掃社 | 石川 吉雄 | 那覇市首里石嶺町 2－167－12 |
| 67 | 閴協和 | 照喜名 悟 | 那覇市長田 1－15－18 |
| 68 • | 友平衛生社侑） | 友利 久雄 | 豊見城市字金良99－4 |
|  |  |  |  |

## 2 品目限定許可

（1）自衛隊基地より排出される草木 1 社

| 許可 <br> 番号 | 会 社 名 | 代 表 者 名 | 所 在 地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 105 | （有）環境クリーン開発 | 金城 繁治 | 那覇市字仲井真 205 番地 3 |

（2）自衛隊基地及び事業者より排出される草木 4 社

| 許可番号 | 会社名 又は 氏名 | 代表者名 | 所 在 地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 109 | （㑣グリーンエコロジーサービス | 宮城 俊三 | 豊見城市字与根489－2 |
| 110 | （有とみしろ建材 | 知念 直志 | 豊見城市宇高安 558－8 |
| 112 | 街クリーン森 | 赤賈 太介 | 南堿市玉城字前川1188 |
| 114 | 㛦美玉開発 | 照屋 盛夫 | 那覇市字仲井真 356－1 |

（3）食品残渣 個人 2 人，法人 4 社

| 許可番号 | 会社名 又は 氏名 | 代表者名 | 所 在 地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 121 | 株グリーンエイト | 諸見里 純子 | 八重瀬町字具志頭 1364 |
| 122 | 閴オキスイ | 宮城 建太 | 沖縄市知花6－23－7 |
| 123 | 外當 佳子 |  | らるま市勝連平安名 660 |
| 124 | 仲本 賢正 |  | 中城村字奥間 971－3 |
| 126 | （有）あらぐさ | 前田 亘 | 八重瀬町宇宣次 218－1 |
| 127 | 侑海邦ベンダー工業 | 神谷 弘隆 | 系満市西崎町 5－14－9 |

（4）廃スプリング入り製品 2 社

| 許可 <br> 番号 | 会 社 名 | 代 表 者 名 | 所 在 地 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 105 | （有）環境クリーン開発 | 金城 繁治 | 那覇市字仲井真205番地3 |
| 114 | 秼美玉開発 | 照屋 盛夫 | 那覇市字仲井真 356－1 |

※両許可業者は，草木の限定許可を受けておる重複で掲載。

那覇市告示第5号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 8 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第8号）

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 8 号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,787 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ $140,123,443$ 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費の補正）
第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は，「第2表 繰越明許費補正」による。 （債務負担行為の補正）
第3条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は，「第3表債務負担行為補正」によ る。
（地方債の補正）
第4条 既定の地方債の追加及び変更は，「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳人歳出予算補正

| 歳 入 |  |  |  | （単位：千円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| 1 市税 |  | 43，941， 491 | 1，013， 771 | 44，955， 262 |
|  | 1 市民税 | 18，677， 042 | 475， 406 | 19，152， 448 |
|  | 2 固定資産税 | 20，751， 788 | 96， 148 | 20，847， 936 |
|  | 3 軽自動車税 | 566， 409 | $\triangle 5,594$ | 560， 815 |
|  | 4 市たばこ税 | 3，032， 466 | 425， 968 | 3，458， 434 |
|  | 5 特別土地保有税 | 3 | $\triangle 3$ | 0 |

那 覇 市 公 報
第1665号 2016（平成28）年4月1日

|  |  | 6 入湯税 | 11，536 | $\triangle 1,400$ | 10，136 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 7 事業所税 | 902， 247 | 23， 246 | 925， 493 |
| 3 利子割交付金 |  |  | 82， 635 | $\triangle 22,740$ | 59，895 |
|  |  | 1 利子割交付金 | 82， 635 | $\triangle 22,740$ | 59，895 |
| 4 配当割交付金 |  |  | 89， 178 | 27，035 | 116， 213 |
|  |  | 1 配当割交付金 | 89， 178 | 27， 035 | 116， 213 |
| 株式等譲渡所得割交付金 |  |  | 81，639 | 17， 710 | 99， 349 |
|  |  | 株式等譲渡所得割交付金 | 81，639 | 17， 710 | 99，349 |
| 6 地方消費税交付金 |  |  | 4，895， 204 | 528， 033 | 5，423， 237 |
|  |  | 地方消費税交付金 | 4，895， 204 | 528， 033 | 5，423， 237 |
| 7 自動車取得税交付金 |  |  | 43， 042 | 46， 923 | 89，965 |
|  |  | 自動車取得税交付金 | 43， 042 | 46， 923 | 89，965 |
| 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金 |  |  | 292， 155 | $\triangle 2,258$ | 289， 897 |
|  |  | 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 292， 155 | $\triangle 2,258$ | 289， 897 |
| 9 地方特例交付金 |  |  | 65，157 | 1，730 | 66， 887 |
|  |  | 1 地方特例交付金 | 65，157 | 1，730 | 66， 887 |
| $10 \text { 地方交付 }$ |  |  | 12，250， 891 | $\triangle 300,558$ | 11，950， 333 |
|  |  | 1 地方交付税 | 12，250， 891 | $\triangle 300,558$ | 11，950， 333 |
| 12 分担金及 び負担金 |  |  | 1，495， 355 | 9，317 | 1，504， 672 |
|  |  | 2 負担金 | 1，495， 354 | 9，317 | 1，504， 671 |
| 13 使用料及 び手数料 |  |  | 3，236， 616 | $\triangle 14,548$ | 3，222， 068 |
|  |  | 1 使用料 | 2，609， 847 | $\triangle 14,819$ | 2，595， 028 |
|  |  | 2 手数料 | 626， 769 | 271 | 627， 040 |
| 14 国庫支出 |  |  | 35，838， 148 | 93， 950 | 35，932， 098 |
|  |  | 1 国庫負担金 | 28，835， 510 | 403， 414 | 29，238， 924 |
|  |  | 2 国庫補助金 | 6，894， 070 | $\triangle 308,740$ | 6，585， 330 |
|  |  | 3 委託金 | 108， 568 | $\triangle 724$ | 107， 844 |
| 15 県支出金 |  |  | 17，526， 256 | $\triangle 414,656$ | 17，111， 600 |

那 覇 市 公 報
第1665号 2016（平成28）年4月1日


歳 出
（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 議会費 |  | 842， 150 | $\triangle 3,776$ | 838， 374 |
|  | 1 議会費 | 842， 150 | $\triangle 3,776$ | 838， 374 |
| 2 総務費 |  | 10，096， 336 | 294， 163 | 10，390， 499 |
|  | 1 総務管理費 | 7，923， 329 | 326， 096 | 8，249， 425 |
|  | 2 徵税費 | 1，054， 268 | $\triangle 18,300$ | 1，035， 968 |
|  | 3 戸籍住民基本台帳費 | 769， 625 | $\triangle 12,513$ | 757， 112 |
|  | 5 統計調査費 | 178， 947 | $\triangle 1,120$ | 177， 827 |

那 覇 市 公 報
第1665号 2016（平成28）年4月1日

| 3 民生費 |  | 69，414， 377 | 2，282， 263 | 71，696，640 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 社会福祉費 | 24，489， 010 | 2，453， 311 | 26，942， 321 |
|  | 2 児童福祉費 | 21，976， 818 | $\triangle 158,350$ | 21，818， 468 |
|  | 3 生活保護費 | 22，948， 548 | $\triangle 12,698$ | 22，935， 850 |
| 4 衛生費 |  | 9，902， 549 | $\triangle 335,714$ | 9，566， 835 |
|  | 1 保健衛生費 | 5，842， 388 | $\triangle 287,663$ | 5，554， 725 |
|  | 2 清掃費 | 4，060， 161 | $\triangle 48,051$ | 4，012，110 |
| 5 労働費 |  | 75，252 | $\triangle 1,800$ | 73， 452 |
|  | 1 労働諸費 | 75， 252 | $\triangle 1,800$ | 73，452 |
| 6 農林水産業費 |  | 183， 735 | $\triangle 49,720$ | 134， 015 |
|  | 3 水産業費 | 119， 218 | $\triangle 49,720$ | 69， 498 |
| 7 商工費 |  | 1，002， 431 | 6，490 | 1，008， 921 |
|  | 1 商工費 | 1，002， 431 | 6， 490 | 1，008， 921 |
| 8 土木費 |  | 17，484， 108 | $\triangle 369,735$ | 17，114， 373 |
|  | 1 土木管理費 | 486， 367 | $\triangle 43,778$ | 442， 589 |
|  | $2 \text { 道路橋りょう }$ | 1，400， 304 | $\triangle 108,664$ | 1，291， 640 |
|  | 3 港湾費 | 1，232， 111 | $\triangle 103,152$ | 1，128， 959 |
|  | 4 都市計画費 | 9，715， 989 | $\triangle 101,025$ | 9，614， 964 |
|  | 5 住宅費 | 4，649， 337 | $\triangle 13,116$ | 4，636， 221 |
| 9 消防費 |  | 3，866， 055 | $\triangle 114,385$ | 3，751， 670 |
|  | 1 消防費 | 3，866， 055 | $\triangle 114,385$ | 3，751， 670 |
| 10 教育費 |  | 13，052， 256 | $\triangle 916,385$ | 12，135， 871 |
|  | 1 教育総務費 | 1，682， 372 | $\triangle 27,914$ | 1，654， 458 |
|  | 2 小学校費 | 4，051， 483 | $\triangle 570,894$ | 3，480， 589 |
|  | 3 中学校費 | 2，288， 149 | $\triangle 134,269$ | 2，153， 880 |
|  | 4 幼稚園費 | 1，830， 961 | $\triangle 85,615$ | 1，745， 346 |
|  | 5 社会教育費 | 1，436， 419 | $\triangle 32,181$ | 1，404， 238 |
|  | 6 保健体育費 | 1，762， 872 | $\triangle 65,512$ | 1，697， 360 |
| 12 公債費 |  | 14，144， 976 | $\triangle 802,188$ | 13，342， 788 |
|  | 1 公債費 | 14，144， 976 | $\triangle 802,188$ | 13，342， 788 |
| 歳 | 出 合 計 | 140，134， 230 | $\triangle 10,787$ | 140，123， 443 |

第2表 繰越明許費補正

| 1 追 加 |  | （単位：千円） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
| 2 総務費 |  |  | 257，501 |
|  | 1 総務管理費 |  | 257，501 |
|  |  | 那覇市歌選定委員会関係事務費 | 369 |
|  |  | （仮称）那覇市保健センター複合施設建設事業 | 26，581 |
|  |  | 市民会館運営管理費 | 17，288 |
|  |  | 新文化芸術発信拠点施設整備事業 | 19，496 |
|  |  | インターネット采ネットワーク分離事業 | 193，767 |
| 3 民生費 |  |  | 1，233，030 |
|  | 2 児童福祉費 |  | 1，233，030 |
|  |  | 法人保育所新規等建設補助金 | 349，757 |
|  |  | 真和志小区児童クラブ含建築事業 | 21，776 |
|  |  | 待機児童解消加速化事業 | 848，537 |
|  |  | 保育所等の利用者負担軽減にかかるシス テム改修事業 | 12，960 |
| 6 農林水産業費 |  |  | 15，000 |
|  | 3 水産業費 |  | 15，000 |
|  |  | 那覇市水産•観光拠点強化調査研究事業 | 15，000 |
| 7 商工費 |  |  | 43，476 |
|  | 1 商工費 |  | 43，476 |
|  |  | 那覇市伝統工芸ブランド確立事業 | 10，638 |
|  |  | 那覇市創業支援事業 | 20，655 |
|  |  | 第一牧志公設市場再整備推進事業 | 12，183 |
| 8 土木費 |  |  | 4，582，157 |
|  | 1 土木管理費 |  | 71，785 |
|  |  | 地下壕対策事業 | 5，000 |
|  |  | 特殊地下壕対策事業 | 3，800 |
|  |  | 那覇市民間建築物而震化促進事業 | 62，985 |


| $\begin{aligned} & 2 \text { 道路橋りょ } \\ & \text { う費 } \end{aligned}$ |  | 566，091 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 里道整備事業 | 2，791 |
|  | 道路維持事業 | 18，036 |
|  | 道路新設改良事業（社会資本交付金） | 30，498 |
|  | 道路新設改良事業（公共投資交付金） | 96，786 |
|  | 交流オアシス整備事業 | 118，000 |
|  | バス停上屋整備事業 | 52，423 |
|  | 歴史散歩道整備事業 | 172，247 |
|  | 首里金城町無電柱化推進事業 | 7，000 |
|  | 交通安全施設整備事業（特交金） | 44，438 |
|  | 橋りょう長寿命化修繕事業 | 23，872 |
| 3 港湾費 |  | 456，900 |
|  | 那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金事業） | 456，900 |
| 4 都市計画費 |  | 914，715 |
|  | 総合公共交通の推進事業 | 9，316 |
|  | 景観形成推進事業 | 1，000 |
|  | 沖縄都市モノレールインフラ外整備事業 | 417，329 |
|  | 無電柱化引込設備事業負担金 | 2，080 |
|  | 戦略的交通まちづくり推進事業 | 5，076 |
|  | モノレール・インフラ部修繕 | 21，188 |
|  | 亜熱帯庭園都市の道路美化事業 | 29，089 |
|  | 下水道事業会計負担金（沖縄振興特別推進交付金事業） | 13，472 |
|  | 公園整備事業（沖縄振興公共投資交付金） | 183，800 |
|  | 公園整備事業（社会資本整備総合交付金） | 232，365 |
| 5住宅費 |  | 2，572，666 |
|  | 市営住宅ストック総合改善事業 | 73，037 |
|  | 市営住宅ストック総合改善事業（防災安全） | 187，299 |
|  | 既存市営住宅集会所地域利便施設導入事業 | 4，072 |
|  | 石嶺市営住宅建替事業 | 545，956 |
|  | 宇栄原市営住宅建替事業 | 81，044 |


|  |  | 住環境基礎調査事業 | 9，872 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 地域居住機能再生推進事業 | 1，658，048 |
|  |  | 市営住宅建替移転事業 | 13，338 |
| 9 消防費 |  |  | 48，421 |
|  | 1 消防費 |  | 48，421 |
|  |  | 防火水槽設置事業 | 7，575 |
|  |  | 防災拠点施設発電設備整備事業 | 40，846 |
| 10 教育費 |  |  | 1，707，635 |
|  | 2小学校費 |  | 922，765 |
|  |  | 城西小学校屋内運動場建設事業 | 25，253 |
|  |  | 真和志小学校屋内運動場建設事業 | 148，198 |
|  |  | 上間小学校校舎建設事業 | 414，996 |
|  |  | 学校施設耐震化事業（開南小学校耐震改修） | 93，624 |
|  |  | 城南小学校水泳プール建設事業 | 23，852 |
|  |  | 大名小学校屋内運動場建設事業 | 114，210 |
|  |  | 高良小学校校舎及び屋内運動場建設事業 | 33，531 |
|  |  | 宇栄原小学校校舎増築事業 | 69，101 |
|  | 3中学校費 |  | 349，557 |
|  |  | 中学校防災機能強化事業（天井落下防止対策） | 21，820 |
|  |  | 鏡原中学校校舎建設事業 | 327，737 |
|  | 4 幼稚園費 |  | 336，617 |
|  |  | 城西幼稚園園舎建設事業 | 33，098 |
|  |  | 上間幼稚園園舎建設事業 | 104，028 |
|  |  | 真和志幼稚園園舎建設事業 | 106，551 |
|  |  | 城南幼稚園園舎建設事業 | 92，940 |
|  | 5社会教育費 |  | 41，979 |
|  |  | 活き活き人材育成支援施設整備事業 | 19，153 |
|  |  | 那覇市内遺跡発掘調査 | 22，826 |
|  | 6保健体育費 |  | 56，717 |


|  |  | 鏡原中学校給食調理場改築事業 29,204 <br>   <br>  上間小学校給食調理場改築事業 | 25,752 |
| :---: | :--- | :--- | ---: |
|  | 高良小学校給食調理場改築事業 | 1,761 |  |
| 合 | 計 |  | $7,887,220$ |

2 変 更
（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前 |  | 補正後 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 8 土木費 |  |  | 3，424， 115 |  | 4，168， 149 |
|  | 4 都市計画費 |  | 3，424， 115 |  | 4，168， 149 |
|  |  | 沖縄都市モノレ <br> ール延長事業 | 2，534， 115 | 沖縄都市モノレ <br> ール延長事業 | 2，879， 618 |
|  |  | 街路整備事業 （公共投資交付金） | 890， 000 | 街路整備事業 （公共投資交付金） | 1，288， 531 |
| 10 教育費 |  |  | 62， 879 |  | 64， 721 |
|  | 5 社会教育費 |  | 62， 879 |  | 64，721 |
|  |  | 県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査 | 62， 879 | 県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査 | 64， 721 |
| 合 | 計 |  | 3，486， 994 |  | 4，232， 870 |

第3表 債務負担行為補正
1 追 加
（単位：千円）

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
| :---: | :---: | :---: |
| くもじ地域自治会等（活動拠点）支援事業 （まちづくり協働推進課） | 平成 28 年度 | 816 |
| 汚水処理場•多目的広場維持管理業務委託 （クリーン推進課） | 平成 27 年度から平成 30 年度まで | 84，509 |
| エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託（クリーン推進課） | 平成 27 年度から平成 30 年度まで | 108， 568 |
| し尿等下水道放流施設維持管理業務委託 （クリーン推進課） | 平成 27 年度から平成 30 年度まで | 35， 612 |
| コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 （こどもみらい課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 3，258 |
| 土木積算システム保守管理委託（道路建設課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 8， 069 |
| 土木積算システム保守管理委託（建築工事課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 3，683 |
| 土木積算システム保守管理委託（道路管理課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 704 |


| 土木積算システム保守管理委託（花とみどり課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 5，958 |
| :---: | :---: | :---: |
| 土木積算システム保守管理委託（公園管理課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 869 |
| 交通広場及び道路情報センター清掃業務委託 （道路管理課） | 平成 27 年度から <br> 平成 28 年度まで | 5，703 |
| おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託（道路管理課） | 平成 27 年度から <br> 平成 28 年度まで | 1，869 |
| おもろまち交通広場昇降機保守管理業務委託 （道路管理課） | 平成 27 年度から <br> 平成 28 年度まで | 3，348 |
| 有料公園施設使用料コンビニ納付事業（公園管理課） | 平成 27 年度から平成 32 年度まで | 7，500 |
| タブレット端末通信サービス等契約（議会事務局庶務課） | 平成 28 年度から <br> 平成 32 年度まで | 7，416 |

2 廃 止
（単位：千円）

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 那覇市ふるさとづくり寄附金事業（企画調整課） | 平成 27 年度から平成 28 年度まで | 1，644 |
| 「なは市民活動支援センター」管理運営及び施設管理委託料（まちづくり協働推進課） | 平成 27 年度から平成 30 年度まで | 191， 033 |
| 新文化芸術発信拠点施設整備事業業務委託 （基本設計）（文化振興課） | 平成 28 年度 | 63， 368 |
| 那覇市 IT 創造館管理運営委託料（商工農水課） | 平成 27 年度から平成 30 年度まで | 45， 920 |
| 宇栄原市営住宅第4期建替事業（工事監理） （建設企画課） | 平成 27 年度から平成 29 年度まで | 37， 296 |
| 宇栄原市営住宅第 4 期建替工事（工事請負費） （建設企画課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 3，173， 400 |

第4表 地方債補正
1 追 加
（単位：千円）

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 12 補正予算債 | 27， 800 | 証書借入又は証券発行 | 年 $5 \%$ 以内（た だし，利率見直 し方式で借り入れる資金に ついて，利率の見直しを行っ た後において は，当該見直し後の利率） | 償還期間は，据置期間を含 め 30 年以内と する。 <br> 償還方法は，元利均等，元金均等等による。 <br> ただし，財政 の都合により，据置期間中で あっても繰上償還し，償還年限を変更し，又 は借り換える ことができる。 |

2 変 更
（単位：千円）


那覇市告示第6号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

平成 28 年度那覇市一般会計予算

平成 28 年度那覇市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $143,005,000$ 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担す る行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表 債務負担行為」 による。
（地方債）
第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債 の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第3表 地方債」によ る。
(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額 は，27，000，000 千円と定める。
（歳出予算の流用）
第5条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）各項に計上した給料，職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除
く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入
（単位：千円）

| 款 | 項 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 市税 |  | 45，145， 675 |
|  | 1 市民税 | 18，973， 679 |
|  | 2 固定資産税 | 21，003， 385 |
|  | 3 軽自動車税 | 737， 791 |
|  | 4 市たばこ税 | 3，491，136 |
|  | 5 特別土地保有税 | 3 |
|  | 6 入湯税 | 10，000 |
|  | 7 事業所税 | 929，681 |
| 2 地方譲与税 |  | 694， 621 |
|  | 1 自動車重量譲与税 | 332， 234 |
|  | 2 地方道路譲与税 | 1 |
|  | 3 特別とん譲与税 | 11， 181 |
|  | 4 航空機燃料譲与税 | 214， 217 |
|  | 5 地方揮発油譲与税 | 136， 988 |
| 3 利子割交付金 |  | 55，219 |

第1665号

|  | 1 利子割交付金 | 55， 219 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4 配当割交付金 |  | 115， 435 |
|  | 1 配当割交付金 | 115， 435 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |  | 106， 288 |
|  | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 106， 288 |
| 6 地方消費税交付金 |  | 5，872， 007 |
|  | 1 地方消費税交付金 | 5，872， 007 |
| 7 自動車取得税交付金 |  | 79， 284 |
|  | 1 自動車取得税交付金 | 79， 284 |
| 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金 |  | 289， 865 |
|  | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 289， 865 |
| 9 地方特例交付金 |  | 69， 030 |
|  | 1 地方特例交付金 | 69， 030 |
| 10 地方交付税 |  | 12，391， 006 |
|  | 1 地方交付税 | 12，391， 006 |
| 11 交通安全対策特別交保金 |  | 45， 000 |
|  | 1 交通安全対策特別交付金 | 45， 000 |
| 12 分担金及び負担金 |  | 1，414， 293 |
|  | 1 分担金 | 1 |
|  | 2 負担金 | 1，414， 292 |
| 13 使用料及び手数料 |  | 3，288， 731 |
|  | 1 使用料 | 2，631，145 |
|  | 2 手数料 | 657， 586 |
| 14 国庫支出金 |  | 39，909， 331 |
|  | 1 国庫負担金 | 30，162， 192 |
|  | 2 国庫補助金 | 9，630，396 |
|  | 3 委託金 | 116， 743 |
| 15 県支出金 |  | 18，104， 556 |
|  | 1 県負担金 | 6，952， 115 |
|  | 2 県補助金 | 10，498， 114 |
|  | 3 委託金 | 654， 327 |
| 16 財産収入 |  | 815，546 |
|  | 1 財産運用収入 | 387， 411 |
|  | 2 財産売払収入 | 428， 135 |
| 17 寄附金 |  | 1 |
|  | 1 寄附金 | 1 |
| 18 繰入金 |  | 1，142，205 |
|  | 1 特別会計繰入金 | 1，995 |
|  | 2 基金繰入金 | 1，140， 210 |
| 19 繰越金 |  | 500， 000 |
|  | 1 繰越金 | 500， 000 |
| 20 諸収入 |  | 1，463， 928 |
|  | 1 延滞金加算金及び過料 | 95，591 |
|  | 2 市預金利子 | 1，724 |


|  |  | 貸付金元利収入 | 303， 941 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 受託事業収入 | 29，625 |
|  |  | 雑入 | 1，033， 047 |
| 21 市債 |  |  | 11，502， 979 |
|  |  | 市債 | 11，502， 979 |
| 歳 入 合 計 |  |  | 143，005， 000 |


| 歳 出 |  | （単位：千円） |
| :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 議会費 |  | 777， 029 |
|  | 1 議会費 | 777， 029 |
| 2 総務費 |  | 9，119，110 |
|  | 1 総務管理費 | 6，841， 734 |
|  | 2 徴税費 | 1，105， 051 |
|  | 3 戸籍住民基本台帳費 | 779， 481 |
|  | 4 選挙費 | 227， 954 |
|  | 5 統計調査費 | 60， 490 |
|  | 6 監査委員費 | 104， 400 |
| 3 民生費 |  | 71，477， 481 |
|  | 1 社会福祉費 | 24，895， 512 |
|  | 2 児童福祉費 | 24，325， 634 |
|  | 3 生活保護費 | 22，256， 334 |
|  | 4 災害救助費 | 1 |
| 4 衛生費 |  | 9，671， 471 |
|  | 1 保健衛生費 | 5，572， 144 |
|  | 2 清掃費 | 4，099， 327 |
| 5 労働費 |  | 36，656 |
|  | 1 労働諸費 | 36，656 |
| 6 農林水産業費 |  | 129， 887 |
|  | 1 農業費 | 74， 451 |
|  | 2 林業費 | 616 |
|  | 3 水産業費 | 54， 820 |
| 7 商工費 |  | 1，065， 898 |
|  | 1 商工費 | 1，065， 898 |
| 8 土木費 |  | 19，265， 624 |
|  | 1 土木管理費 | 340， 023 |
|  | 2 道路橋りよう費 | 1，249， 920 |
|  | 3 港湾費 | 1，309， 861 |
|  | 4 都市計画費 | 9，558， 739 |
|  | 5 住宅費 | 6，807， 081 |
| 9 消防費 |  | 2，808， 380 |
|  | 1 消防費 | 2，808， 380 |
| 10 教育費 |  | 15，962， 325 |
|  | 1 教育総務費 | 1，747， 581 |
|  | 2 小学校費 | 4，144， 482 |


|  | 3 中学校費 | 4，629， 661 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 4 幼稚園費 | 1，947， 520 |
|  | 5 社会教育費 | 1，358， 007 |
|  | 6 保健体育費 | 2，135， 074 |
| 11 災害復旧費 |  | 4 |
|  | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1 |
|  | 2 公共土木施設災害復旧費 | 2 |
|  | 3 その他公共施設公用施設災害復旧費 | 1 |
| 12 公債費 |  | 12，621， 134 |
|  | 1 公債費 | 12，621， 134 |
| 13 諸支出金 |  | 1 |
|  | 1 公営企業貸付金 | 1 |
| 14 予備費 |  | 70，000 |
|  | 1 予備費 | 70，000 |
| 歳 出 合 計 |  | 143，005， 000 |

第2表 債務負担行為
（単位：千円）

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
| :---: | :---: | :---: |
| グループウエア再構築事業（情報政策課） | 平成 29 年度から平成 33 年度まで | 48，664 |
| インターネット系ネットワーク分離事業（情報政策課） | 平成 29 年度から平成 33 年度まで | 438， 454 |
| セキュリティシステム再構築事業（情報政策課） | 平成 28 年度から平成 34 年度まで | 177， 381 |
| 納税催告センター運営事業（納税課） | 平成 28 年度から平成 32 年度まで | 64， 005 |
| 証明書等自動交付事務委託契約（ハイサイ市民課） | 平成 29 年度から契約終了まで | 交付事務の履行に対 し， 1 通当 たり123円 （うち消費税及び地方消費税相当額を含む） を乗じて得 た金額 |
| 那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課） | 平成 29 年度から平成 39 年度まで | 保証融資額 のうち，沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から，株式会社日本政策金融公 |


|  |  | 庫等が補填 する額を差 し引いた額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 家庭ごみ有料化事業（廃育物対策課） | 平成 29 年度 | 13，938 |
| 2 t 級パワーゲート付深ダンプ車の購入（クリーン推進課） | 平成 29 年度 | 2， 828 |
| 安謝老人憩の家管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 53，680 |
| 緊急システム事業業務委託契約（ちゃーがんじゅう課） | 平成 28 年度から平成 31 年度まで | 7， 440 |
| 安謝児童館管理運営委託料（こども政策課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 45，260 |
| 若狭児童館管理運営委託料（こども政策課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 49，385 |
| 壺屋幼稚園園舎耐震化事業（実施設計）（こども政策課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 935 |
| 公立型認定こども園給食提供委託（こども政策課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 264， 000 |
| 高良小区児童クラブ活動拠点整備事業（設計）（こ ども政策課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 1，924 |
| 城西小区児童クラブ舎建築事業（工事請負費 本体） （こども政策課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 45，215 |
| 城西幼稚園園舎建設事業（工事監理 建築）（こども政策課） | 平成 29 年度 | 11，042 |
| 城西小区児童クラブ舎建築事業（工事監理）（こど も政策課） | 平成 29 年度 | 2， 729 |
| 上間小区児童クラブ舎建築事業（こども政策課） | 平成 29 年度 | 40，983 |
| 上間幼稚園園舎建設事業（こども政策課） | 平成 29 年度 | 250， 184 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金県譲渡債権支払金（子育て応援課） | 平成 29 年度から平成 32 年度まで | 41，856 |
| 石嶺市営住宅建替事業（第 6 期実施設計）（建設企画課） | 平成 29 年度 | 60，238 |
| 宇栄原市営住宅第4期建替事業（工事監理）（建設企画課） | 平成 28 年度から平成 30 年度まで | 38，362 |
| 宇栄原市営住宅第 4 期建替工事（工事請負費）（建設企画課） | 平成 29 年度から平成 30 年度まで | 1，960， 730 |
| 真地市営住宅建替事業（基本計画）（建設企画課） | 平成 29 年度 | 10，505 |
| 沖縄都市モノレール延長事業（道路建設課） | 平成 29 年度 | 2，578， 820 |
| 市営住宅等管理運営事業（市営住宅課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 370，630 |
| 繁多川図書館業務委託事業（生涯学習課） | 平成 28 年度から平成 31 年度まで | 59，121 |
| 松島小学校而震改修工事業務委託（設計）（施設課） | 平成 29 年度 | 7，896 |
| 䏮屋小学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課） | 平成 29 年度 | 8，881 |
| 首里中学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課） | 平成 29 年度 | 12，477 |
| 古蔵中学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課） | 平成 29 年度 | 10，767 |


| 真和志中学校校舎建設事業（施設課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 1，612， 010 |
| :---: | :---: | :---: |
| 高良小学校校舎建設事業（設計）（施設課） | 平成 29 年度 | 84， 977 |
| 城西小学校屋内運動場建設事業（平成 28 年度設計） （施設課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 411，890 |
| 上間小学校屋内運動場建設事業（設計）（施設課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 58，210 |
| 上間小学校校舎建設事業（施設課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 1，889， 954 |
| 鏡原中学校屋内運動場建設事業（設計）（施設課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 47， 034 |
| 城北中学校屋内運動場建設事業（設計）（ | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 478， 792 |
| 学校給食調理業務委託事業（与儀小学校）（学校給食課） | 平成 29 年度から平成 33 年度まで | 68， 450 |
| 学校給食調理業務委託事業（金城小学校）（学校給食課） | 平成 29 年度から <br> 平成 33 年度まで | 94， 497 |
| 学校給食調理業務委託事業（神原学校給食センタ一）（学校給食課） | 平成 29 年度から平成 33 年度まで | 86，572 |
| 学校給食搬送業務委託事業（小規模学校給食センタ一）（学校給食課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 158， 400 |
| 学校給食搬送業務委託事業（真和志学校給食センタ一）（学校給食課） | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | 126， 720 |
| 高良小学校給食調理場改築事業（設計）（学校給食課） | 平成 29 年度 | 6，658 |
| 上間小学校給食調理場改築事業（学校給食課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 216，738 |
| 上間小学校給食調理場改築事業（備品購入費）（学校給食課） | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 146， 765 |

第3表 地方債
（単位：千円）

| 起債の目的 | 限度額 | 起債 <br> の方 <br> 法 | 利 率 | 償還の方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 公立文化施設整備事業 <br> 2 病院事業貸付金 <br> 3 道路整備事業 <br> 4 都市計画事業 <br> 5 都市公園整備事業 <br> 6 市営住宅建設事業 <br> 7 港湾事業 <br> 8 消防施設整備事業 <br> 9 教育施設整備事業 <br> 10 臨時財政対策債 | 96,200 290,000 126,000 780,300 570,800 $1,263,600$ 118,100 343,100 $3,438,300$ $4,476,579$ | 証書 <br> 借入 <br> 又は <br> 証券 <br> 発行 | 年 5 \％以内 （ただし，利率見直し方式で借 り入れる資金に ついて，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率） | 償還期間 は，据置期間 を含め 30 年以内とする。 <br> 償還方法 は，元利均等，元金均等等による。 <br> ただし，財政の都合に より，据置期間中であっ ても繰上償還し，償還年限を変更し，又は借り換 えることが できる。 |
| 計 | 11，502， 979 |  |  |  |

那覇市告示第7号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
平成 27 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ $1,375,506$ 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ $53,400,775$ 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 国庫支出金 |  | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 15,058,662 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ \triangle 396,516 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 14,662,146 \end{array}$ |
|  | 1 国庫負担金 | 9，598， 659 | $\triangle 277,055$ | 9，321， 604 |
|  | 2 国庫補助金 | 5，460， 003 | $\triangle 119,461$ | 5，340， 542 |
| 4 療養給付費等交付金 |  | 1，206， 084 | $\triangle 84,734$ | 1，121，350 |
|  | 1 療養給付費等交付金 | 1，206， 084 | $\triangle 84,734$ | 1，121，350 |
| 6 県支出金 |  | 2，898， 889 | $\triangle 97,313$ | 2，801， 576 |
|  | 1 県補助金 | 2，386， 169 | $\triangle 64,120$ | 2，322， 049 |
|  | 2 県負担金 | 512， 720 | $\triangle 33,193$ | 479， 527 |
| 7 共同事業交付金 |  | 14，599， 547 | $\triangle 1,189,135$ | 13，410， 412 |
|  | 1 共同事業交付金 | 14，599， 547 | $\triangle 1,189,135$ | 13，410， 412 |
| 9 繰入金 |  | 4，849， 624 | 2，366， 225 | 7，215， 849 |
|  | 1 他会計繰入金 | 4，849， 623 | 2，366， 225 | 7，215， 848 |
| 10 諸収入 |  | 7，016， 636 | $\triangle 1,974,033$ | 5，042， 603 |
|  | 1 延滞金加算金及 び過料 | 31， 210 | 19， 740 | 50，950 |
|  | 3 雑入 | 6，985， 423 | $\triangle 1,993,773$ | 4，991， 650 |
| 歳入 合 計 |  | 54，776， 281 | $\triangle 1,375,506$ | 53，400， 775 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 総務費 |  | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 661,393 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ \triangle 12,938 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 648,455 \end{array}$ |
|  | 1 総務管理費 | 478， 996 | $\triangle 8,800$ | 470， 196 |
|  | 2 徴税費 | 90，671 | $\triangle 2,138$ | 88，533 |
|  | 4 収納率向上特別対策事業費 | 53， 935 | $\triangle 1,000$ | 52，935 |
|  | 5 医療費適正化特別対策事業費 | 37， 067 | $\triangle 1,000$ | 36， 067 |
| 2 保険給付費 |  | 26，874， 384 | $\triangle 731,834$ | 26，142， 550 |
|  | 1 療養諸費 | 22，919， 748 | $\triangle 645,892$ | 22，273， 856 |
|  | 2 高額療養費 | 3，608， 767 | $\triangle 15,032$ | 3，593， 735 |
|  | 3 移送費 | 201 | 0 | 201 |
|  | 4 出産育児諸費 | 336， 168 | $\triangle 71,435$ | 264， 733 |
|  | 5 葬祭諸費 | 9， 500 | 525 | 10， 025 |
| 3 後期高齢者支援金等 |  | 5，041， 590 | 0 | 5，041， 590 |
|  | 1 後期高齢者支援金等 | 5，041， 590 | 0 | 5，041， 590 |
| 6 介護納付金 |  | 2，297， 752 | 0 | 2，297， 752 |
|  | 1 介護納付金 | 2，297， 752 | 0 | 2，297， 752 |
| 7 共同事業拠出金 |  | 14，072， 969 | $\triangle 646,981$ | 13，425， 988 |
|  | 1 共同事業拠出金 | 14，072， 969 | $\triangle 646,981$ | 13，425， 988 |
| 8 保健事業費 |  | 275， 936 | $\triangle 8,181$ | 267， 755 |
|  | 1 特定健康診査等事業費 | 249， 828 | $\triangle 8,181$ | 241， 647 |
|  | 2 保健事業費 | 26，108 | 0 | 26，108 |
| 10 諸支出金 |  | 687， 799 | 24，428 | 712， 227 |


|  | 1償還金及び還付 <br> 加算金 | 671,755 | 24,428 | 696,183 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 12 繰上充用金 |  | $4,345,529$ | 0 | $4,345,529$ |  |  |  |  |  |
|  | 1 繰上充用金 | $4,345,529$ | 0 | $4,345,529$ |  |  |  |  |  |
|  | 歳 出 合 計 |  |  |  |  |  |  | $54,776,281$ | $\triangle 1,375,506$ | $53,400,775$ |

## 那覇市告示第8号

平成 28 年 4 月 1 日

平成28年（2016年）2月那覇市議会定例会で議決された平成27年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は，次に定め るところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,400 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,988 ， 639 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表 歳人歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 後期高齢者医療保険料 |  | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 2,352,525 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ \triangle 26,788 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 2,325,737 \end{array}$ |
|  | 1 後期高齢者医療保険料 | 2，352， 525 | $\triangle 26,788$ | 2，325， 737 |
| 3 繰入金 |  | 622， 302 | 4，883 | 627， 185 |


|  | 1 一般会計繰入金 | 622， 302 | 4，883 | 627， 185 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 5 諸収入 |  | 12，634 | 10，505 | 23，139 |
|  | 2 償還金及び還付加算金 | 12，185 | 10，505 | 22，690 |
| 歳 入 合 計 |  | 3，000， 039 | $\triangle 11,400$ | 2，988， 639 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |  | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 2,956,674 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ \triangle 21,905 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 2,934,769 \end{array}$ |
|  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2，956， 674 | $\triangle 21,905$ | 2，934， 769 |
| 3 諸支出金 |  | 11，334 | 10，505 | 21，839 |
|  | 2 償還金及び還付加算金 | 11，246 | 10，505 | 21，751 |
| 歳 出 合 計 |  | 3，000， 039 | $\triangle 11,400$ | 2，988， 639 |

那覇市告示第 9 号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算
平成 28 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は，次に定めるところに よる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 49，180， 524 千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表 歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担す る行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表 債務負担行為」 による。
（歳出予算の流用）
第3条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算



歳 出
単位：千円

| 款 | 項 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 総務費 |  | 655， 705 |
|  | 1 総務管理費 | 481， 458 |
|  | 2 徴税費 | 85，712 |
|  | 3 運営協議会費 | 724 |
|  | 4 収納率向上特別対策事業費 | 51，573 |
|  | 5 医療費適正化特別対策事業費 | 36，238 |
| 2 保険給付費 |  | 26，772， 793 |
|  | 1 療養諸費 | 22，707， 314 |
|  | 2 高額療養費 | 3，719， 310 |
|  | 3 移送費 | 501 |
|  | 4 出産育児諸費 | 336， 168 |
|  | 5 葬祭諸費 | 9，500 |
| 3 後期高齢者支援金等 |  | 4，681， 020 |
|  | 1 後期高齢者支援金等 | 4，681， 020 |
| 4 前期高齢者納付金等 |  | 2， 250 |
|  | 1 前期高齢者納付金等 | 2， 250 |
| 5 老人保健拠出金 |  | 181 |
|  | 1 老人保健拠出金 | 181 |
| 6 介護納付金 |  | 2，226， 261 |
|  | 1 介護納付金 | 2，226， 261 |


| 7 共同事業拠出金 |  | 14，010， 354 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 1 共同事業拠出金 | 14，010， 354 |
| 8 保健事業費 |  | 268， 994 |
|  | 1 特定健康診査等事業費 | 242， 646 |
|  | 2 保健事業費 | 26， 348 |
| 9 基金積立金 |  | 1 |
|  | 1 基金積立金 | 1 |
| 10 諸支出金 |  | 49，514 |
|  | 1 償還金及び還付加算金 | 47， 232 |
|  | 2 繰出金 | 2 |
|  | 3 指定公費の立替 | 2， 280 |
| 11 予備費 |  | 513， 451 |
|  | 1 予備費 | 513， 451 |
| 歳 | 出 合 計 | 49，180， 524 |

第2表 債務負担行為
単位：千円

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 納税催告センター運営事業（国民健康保険課） | 平成 28 年度から <br> 平成 32 年度まで | 32,101 |

那覇市告示第10号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016年）2月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成 28 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 3,029 ， 871 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入 単位：千円

| 款 | 項 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 後期高齢者医療保険料 |  | 2，388， 962 |
|  | 1 後期高齢者医療保険料 | 2，388， 962 |
| 2 使用料及び手数料 |  | 702 |
|  | 1 手数料 | 702 |
| 3 繰入金 |  | 628， 657 |
|  | 1 一般会計繰入金 | 628， 657 |
| 4 繰越金 |  | 1 |
|  | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 |  | 11，549 |
|  | 1 延滞金，加算金及び過料 | 744 |
|  | 2 償還金及び還付加算金 | 10， 752 |
|  | 3 預金利子 | 1 |
|  | 4 雑入 | 52 |
| 歳入 合 計 |  | 3，029， 871 |


| 歳 出 |  | 単位：千円 |
| :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 総務費 |  | 33， 374 |
|  | 1 総務管理費 | 21， 140 |
|  | 2 徴収費 | 12， 234 |


|  | 後期高齢者医療広域連合納付金 |  |  | 2，985， 745 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1 後 | 高齢者医療広域連合納 | 2，985， 745 |
| 3 諸支出金 |  |  |  | 10，752 |
|  |  | 1 償 | 金及び還付加算金 | 10，751 |
|  |  | 2 繰 |  | 1 |
|  | 歳 出 合 計 |  |  | 3，029， 871 |

那覇市告示第11号平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016年）2月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 28 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は，次に定めるところによ る。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 300 ， 278 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

| 歳入 |  | （単位：千円） |
| :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 諸収入 |  | 300， 278 |
|  | 1 貸付金元利収入 | 300， 278 |
| 歳 入 合 計 |  | 300， 278 |

歳 出
（単位：千円）

| 款 | 項 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 公債費 |  | 300， 278 |
|  | 1 公債費 | 300， 278 |
| 歳 出 合 計 |  | 300， 278 |

## 那覇市告示第12号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）
第1条 平成 27 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は，次に定めるとこ ろによる。

## （業務の予定量）

第2条 平成 27 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定 めた業務の予定量のうち，（2）年間総配水量「38，300， $000 \mathrm{~m}^{3}$ 」を「 $38,830,000$ $\mathrm{m}^{3}$ 」に，（3）一日平均配水量「104， $645 \mathrm{~m}^{3}$ 」を「 $106,093 \mathrm{~m}^{3}$ 」に改める。
（収益的収入及び支出）
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
（科
目）
（既決予定額）
（補正予定額）収入

| 第1款 | 水道事業収益 |
| :---: | :---: |
| 第1項 | 営業収益 |
| 第2項 | 営業外収益 |
| 第3項 | 特別利益 |

8，169， 996 千円
152， 292 千円
8，322， 288 千円
7，635， 940 千円 133， 312 千円 7，769， 252 千円
534， 055 千円
1 千円
18， 804 千円
552， 859 千円
176 千円
177 千円
支 出
第1款 水道事業費用 7，434，754 千円 13， 186 千円 7，447， 940 千円

| 第1 1 項 | 営業費用 | $7,199,200$ 千円 | $\triangle 7,855$ 千円 | $7,191,345$ 千円 |
| :--- | :--- | ---: | ---: | ---: |
| 第 2 項 | 営業外費用 | 214,154 千円 | 21,041 千円 | 235,195 千円 |

（資本的収入及び支出）
第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中，「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する
額 $1,228,036$ 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,137 千円，減債積立金 260， 540 千円及び建設改良積立金 911 ， 359 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1，103，244 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47，267 千円，減債積立金 260 ， 540 千円及び建設改良積立金 795，437 千円」に改め，資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

|  | 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 収入 |  |  |
| 第1款 | 資本的収入 | 337， 382 千円 | $\triangle 48,140$ 千円 | 289， 242 千円 |
| 第1項 | 補助金 | 250， 000 千円 | $\triangle 6,660$ 千円 | 243， 340 千円 |
| 第2項 | 他会計負担金 | 50， 770 千円 | $\triangle 41,480$ 千円 | 9， 290 千円 |

$\begin{array}{lll}\text { 第 } 1 \text { 款 資本的支出 } & \text { 支 } & \text { 出 } \\ \text { 1，} & 565,418 \text { 千円 }\end{array} \triangle 172,932$ 千円 $1,392,486$ 千円
第1項 建設改良費 1，199， 877 千円 $\triangle 172$ ， 932 千円 1，026， 945 千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第5条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。
（1）職員給与費 979， 205 千円 $\triangle 1$ ， 059 千円 978,146 千円
（たな卸資産購入限度額）
第 6 条 予算第 8 条中「51， 078 千円」を「30， 940 千円」に改める。

那覇市告示第13号
平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第3号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（総則）
第1条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は，次に定めると

ころによる。

## （業務の予定量）

第2条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定 めた業務の予定量のうち，（2）年間総排水量「34，826， $649 \mathrm{~m}^{3}$ 」を「 $35,355,209$ $\mathrm{m}^{3}$ 」に，（3）一日平均排水量「 $95,155 \mathrm{~m}^{3}$ 」を「 $96,599 \mathrm{~m}^{3}$ 」に改める。
（収益的収入及び支出）
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

第1款 下水道事業収益
第1項
第2項 営業外収益
第 3 項 特別利益 4，403千円

第1款 下水道事業費用第1項 営業費用

4，938， 732 千円
4，486， 100 千円
432， 104 千円
第2項 営業外費用 528 千円

収
入

$$
\begin{array}{rrr}
5,205,283 \text { 千円 } & 74,866 \text { 千円 } & 5,280,149 \text { 千円 } \\
4,063,456 \text { 千円 } & 89,867 \text { 千円 } & 4,153,323 \text { 千円 } \\
1,137,424 \text { 千円 } & \triangle 12,273 \text { 千円 } & 1,125,151 \text { 千円 } \\
4,403 \text { 千円 } & \triangle 2,728 \text { 千円 } & 1,675 \text { 千円 } \\
\text { 支 } & \text { 出 } &
\end{array}
$$

4，918， 618 千円
$\triangle 20,114$ 千円
4，465， 609 千円 430， 632 千円 2， 377 千円
（資本的収入及び支出）
第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中，「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1，111，206千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,795 千円，減債積立金 700，475千円，過年度分損益勘定留保資金 122 ， 293 千円及び当年度分損益勘定留保資金 260，643千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 $1,121,483$ 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24， 752 千円，減債積立金 700 ， 475 千円，過年度分損益勘定留保資金 132,713 千円及び当年度分損益勘定留保資金 263，543千円」に改め，資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（企業債）
第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

| 起債の目的 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| :--- | ---: | :---: | :---: |
| 公共下水道事業 | 344,000 千円 | $\triangle 49,000$ 千円 | 295,000 千円 |
| 流域下水道事業 | 193,000 千円 | $\triangle 65,700$ 千円 | 127,300 千円 |

那覇市告示第14号平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市水道事業会計予算

## （総則）

第 1 条 平成 28 年度水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

## （業務の予定量）

第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）給水戸数
（2）年間総配水量

$$
160,000 \text { 戸 }
$$

（3）一日平均配水量 38， $700,000 \mathrm{~m}^{3}$
（4）主な建設改良事業
水道施設整備事業

$$
\text { 673, } 429 \text { 千円 }
$$

（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。
収入
第 1 款 水道事業収益

$$
\text { 8, 337, } 565 \text { 千円 }
$$

第1項 営業収益
7，730， 403 千円
第2項 営業外収益
607， 161 千円
第3項 特別利益
1 千円

支 出
第 1 款 水道事業費用
$7,711,068$ 千円
$7,268,861$ 千円
230,090 千円
192,117
千円
20,000 千円

第1項 営業費用
第2項 営業外費用
第3項 特別損失 20， 000 千円
（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1，058，617 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34，235千円，減債積立金 269 ， 882 千円及び建設改良積立金 754,500千円で補てんするものとする。）。

|  | 収 入 |  |
| :--- | :--- | ---: |
| 第 1 款 資本的収入 | 280,080 千円 |  |
| 第 1 項 補助金 | 206,000 千円 |  |
| 第 2 項 他会計負担金 | 32,700 千円 |  |
| 第 3 項 他会計貸付金償還金 | 12,232 千円 |  |
| 第 4 項 その他資本的収入 | 29,148 千円 |  |

## 支 出

第1款 資本的支出
第1項 建設改良費
第2項 企業債償還金
第3項 投資
第4項 その他資本的支出
第5項 予備費

$$
\begin{array}{r}
1,338,697 \text { 千円 } \\
863,814 \text { 千円 } \\
269,882 \text { 千円 } \\
200,000 \text { 千円 } \\
1 \text { 千円 } \\
5,000 \text { 千円 }
\end{array}
$$

（継続費）
第5条 継続費の総額及び年割額は，次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事 業 名 | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 資本的 | 建 設 | 豊見城配水池擁壁工事 | 300,416 千円 | 28 年度 | 120,168 千円 |  |
| 支 出 | 改良費 |  |  |  |  | 29 年度 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 年度 | 30,040 千円 |  |

## （債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 設計積算システムソフトウ エア保守業務委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 506 千円 |
| 定期水質検査業務委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 11，619千円 |


| 上水道施設維持管理等業務 <br> 委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | $51,462 千 円 ~$ |
| :--- | :--- | ---: |
| 自家用電気工作物保安管理 <br> 業務委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | $749 千 円 ~$ |
| 消防用設備保守点検業務委 <br> 託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | $342 千 円 ~$ |
| 非常用自家発電機設備保守 <br> 点検業務委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | $1,306 千 円 ~$ |
| 無線電話設備保守点検業務 <br> 委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | $256 千 円 ~$ |
| 水道管緊急修繕工事及び保 <br> 安業務委託 | 平成 28 年度から平成 30 年度まで | 637,000 千円 |
| 那覇市上下水道局お客様セ <br> ンター業務委託 | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | $995,316 千 円 ~$ |
| 水道料金等コンビニ収納代 <br> 行業務委託 | 平成 28 年度から平成 33 年度まで | $90,288 千 円 ~$ |

## （予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおり と定める。
（1）営業費用，営業外費用及び特別損失
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第8条 次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外 の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならな い。
（1）職員給与費 994， 726 千円
（2）交際費
56 千円

## （たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は，50，459 千円と定める。

## 那覇市告示第15号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算
（総則）
第1条 平成 28 年度下水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

## （業務の予定量）

第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）使用戸数
149， 700 戸
（2）年間総排水量 35，201， $520 \mathrm{~m}^{3}$
（3）一日平均排水量 96， $443 \mathrm{~m}^{3}$
（4）主要な建設改良事業
公共下水道整備事業 637， 247 千円
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入

| 第1款 下水道事業収益 | 5，221， 395 千円 |
| :---: | :---: |
| 第1項 営業収益 | 4，130， 305 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1，090， 613 千円 |
| 第3項 特別利益 | 477 千円 |

支 出

| 第1款 下水道事業費用 | 4，974， 240 千円 |
| :---: | :---: |
| 第1項 営業費用 | 4，531， 987 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 420， 231 千円 |
| 第3項 特別損失 | 2， 022 千円 |
| 第4項 予備費 | 20， 000 千円 |

## （資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 998，306千円は当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 11，599 千円，過年度分損益勘定留保資金 720，773 千円及び当年度分損益勘定留保資金 265 ， 934 千円で補てんするものとする。）。

収入
第1款 資本的収入
第1項 企業債
第2項 補助金
第3項 他会計負担金
第4項 その他資本的収入

$$
\begin{array}{r}
1,339,879 \text { 千円 } \\
423,400 \text { 千円 } \\
421,100 \text { 千円 } \\
494,245 \text { 千円 } \\
1,134 \text { 千円 }
\end{array}
$$

支 出
2，338， 185 千円
1，173， 902 千円
1，143， 050 千円
12， 233 千円
4， 000 千円
5， 000 千円

## （債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 | 間 |
| :--- | :---: | :---: |
| 平成 29 年度ポンプ場電気保安管 <br> 理業務委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 712 千円 |
| 平成 29 年度ポンプ場保守点検業 <br> 務委託 | 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 25,802 千円 |
| 平成 29 年度公共下水道維持管理 <br> 業務委託 平成 28 年度から平成 29 年度まで | 89,931 千円 |  |
| 平成 29 年度下水道（情報管理• <br> 固定資産台帳）システム保管理 <br> 業務委託 平成 28 年度から平成 29 年度まで <br> 平成 29 年度公共下水道台帳作成 <br> 業務委託 <br> 平成 28 年度から平成 29 年度まで 29 年度排水路維持管理業務 <br> 委託 <br> 平成 28 年度から平成 29 年度まで <br> 金融機関への預貯金照会手数料 平成 29 年度から平成 30 年度まで | 120 千円 |  |

（企業債）
第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公共下水道事業流域下水道事業 | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 268,000 \\ \\ 155,400 \end{array}$ | 証書借入又 <br> は証券発行 | 年 $5 \%$ 以内 <br> （ただし，利率見直し方式での借り入れを行っ た場合につい て，利率の見直 しを行った後に おいては，当該見直し後の利率） | 償還期間は，据置期間を含め 40 年以内 とする。 <br> 償還方法は，元利均等，元金均等等に よる。 <br> ただし，財政の都合により，据置期間中であっても繰上償還し，償還年限を変更し，又は借り換え ることができる。 |

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）営業費用，営業外費用及び特別損失
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経な ければならない。
（1）職員給与費
412， 088 千円


那覇市公告第642号平成 28 年 3 月 10 日掲 示 済

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき，制限付一般競争入札を実施するので，地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定によ り，次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項
（1）案件名 公設市場エスカレーター及びエレベーター保守管理業務委託
（2）履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号）
（3）履行内容 公設市場エスカレーター及びエレベーター保守管理業務委託仕様書による
（4）履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
（5）長期継続契約
この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため，この契約を締結した年度の翌年度以降において，各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり，当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合， この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は，次の条件を具備する者でなければな らない。なお，入札参加者は，入札公告日から開札日までの間，次の各号に定 める資格をすべて満たされなければならない。
（1）那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加資格者名簿の業種「機械器具設置」に登録していること。
（2）本市または本市近郊に本店，支店または営業所があり，緊急時の対応が可能 であること。
（3）所在地の市町村税を完納していること。
（4）労災保険，雇用保険，厚生年金及び健康保険制度があること。
（5）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（6）業務執行において不誠実な行為がないこと。
（7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
（8）経営及び信用の状況が良好であること。
（9）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
（10）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ たものにあっては，その事実があった後 2 年を経過していること。
（11）那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定 する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず，又は関係し ていないこと。
（12）過去 2 年間に建物の昇降機保守業務の請負実績があること。
（13）「昇降機検査資格者」資格を有する従業員が 5 人以上いること。
（14）制服制度があること。

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法
（1）配布開始日 平成 28 年3月10日（木）
（2）配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロード して下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答
（1）質問期間 平成 28 年 3 月 10 日（木）～平成 28 年 3 月 14 日（月） 17 時
（2）質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
提出先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
メールアドレス：K－NAHA001＠neo．city．naha．okinawa．jp
（3）回答方法 平成 28 年3月16日（水）までに那覇市なはまちなか振興課 ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時，場所及び入札保証金
（1）日 時 平成 28 年3月17日（木）

$$
11 \text { 時 } 00 \text { 分受付開始 } 11 \text { 時 } 05 \text { 分入札開始 }
$$

（2）場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602
（3）入札保証金は，那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。
※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので，公共交通機関を ご利用ください。

6 入札時提出書類
（1）入札書（市様式）
（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
（3）印鑑証明書（写し可）
（4）使用印鑑を使用する場合にあっては使用印鑑届（市様式）
※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札候補者及び落札者の決定
（1）開札後，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者を落札候補者とし，落札の決定は保留する。
（2）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者が 2 者以上あると きは，開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。
（3）落札の決定を保留した後，落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査 する。
（4）落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は，その者 を落札者とし，落札決定を通知するものとする。
（5）落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は，その者の入札を無効とする。この場合，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を新たに落札候補者とし （3）の入札参加資格の審査を行う。以後，落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のう ち最低の価格をもって入札した者が 2 者以上あるときは，（2）の審査順位によ り落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は，指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。
（1）入札参加資格審査申請書（市様式）
（2）暴力団，暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
（3）業務実績表（市様式）
（4）商業登記簿（履歴事項全部証明書）
（5）市町村税完納証明書
（6）所在地確認資料（市様式）
（7）労働保険（労災•雇用）加入証明書
（8）社会保険（健康保険•厚生年金保険）加入証明書
（9）国土交通大臣認定の昇降機検査資格者または国土交通大臣の指定する昇降機検査資格者講習を修了したことを証する書類の写し（5 人分）
（10）制服の写真
（11）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効
次の入札は，無効とする。
（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札。
（2）委任状を持参しない代理人のした入札。
（3）入札書の日付が，入札の年，月，日と合わない入札。
（4）入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印，代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
（5）入札書の表記金額を訂正した入札。
（6）誤字，脱字等により意思表示が不明膫である入札。
（7）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
（8）他の参加者の代理人を兼ね，又は，二人以上の代理をした入札。
（9）同一事項について，2 通以上の入札書が提出された入札
（10）郵送による入札。
（11）その他入札に関する条件に違反した入札。
10 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付，又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

11 留意事項
入札実施後，落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は，今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ
那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900－8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098－863－1750 FAX 098－863－1752

那覇市公告第648号平成 28 年 3 月 14 日掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る緃覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき，図書の写し等の送付を受けたので，同法第 62 条第 2 項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子
1 都市計画事業の種類及び名称
（1）種類 那覇広域都市計画道路事業
（2）名称 $7 \cdot 7 \cdot$ 那 24 号桜坂細街路

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間
（1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
（2）期間 平成28年3月14日～平成30年3月31日

## 那覇市公告第649号

平成 28 年 3 月 14 日掲 示 済那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，図書の写し等の送付を受けたので，同法第 62 条第 2 項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

> 那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称
（1）種類 那覇広域都市計画道路事業
（2）名称 $3 \cdot 5 \cdot$ 那 15 号牧志壺屋線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間
（1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
（2）期間 平成28年3月14日～平成29年3月31日

# 那覇市公告第 657 号 

平成 28 年 3 月 15 日掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号） 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第290号）第9条に基づき，下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は，公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧 に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 記

公園の名称 松山公園
公園の位置 那覇市久米地内
供用開始の期日 平成 28 年 4 月 1 日
公園の区域 別紙位置図のとおり

## 位置図



詳細図


## 那覇市公告第659号

平成 28 年 3 月 17 日掲 示 済

## 随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので，那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

| 件名 | 随意契約の公表について |
| :---: | :---: |
| 業務名 | 平成 28 年度スプリング入りマットレス等解体業務委託 |
| 業務内容 | 那覇市に搬入されるスプリング入りマットレス等の解体等処理作業 <br> （仕様書，敷地図は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」か らダウンロードできます。） |
| 契約相手方の決定方法又は選定基準 | 以下の条件をすべて満たすことを要する。なお，団体等が複数ある場合は見積書を徴し最 も低いものと契約する。 <br> 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 <br> 2 本市内に拠点を有し，業務の円滑な履行が可能であること。 <br> 3 本市と契約実績あり，且つ当該履行状況が良好であること。 |
| 申請方法 | 下記を提出すること。 <br> （1）見積書 <br> （2）定款（法人の場合） <br> （3）所在地見取図 |
| 提出期限 | 平成28年3月22日から平成28年3月28日まで |
| 契約担当課 | 環境部 クリーン推進課 管理G 担当：久場島 電話 882－6950 |
| 備考 | 詳細については契約担当課までお問い合わせください。 |

# 那覇市公告第 661 号 <br> 平成 28 年 3 月 18 日掲 示 済 

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため，住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示す る。
なお，住民票を消除された者の名簿は，この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第662号平成 28 年 3 月 18 日掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので，那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

| 件名 | 随意契約の公表について |
| :---: | :---: |
| 業務名 | 平成28年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託 |
| 業務内容 | 那覇市クリーン推進課教地内草木の除草清掃，多目的広場周辺及び汚水処理場周辺道路除草清掃（仕樣書，敷地図は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」からダウンロードできます。） |
| 契約相手方の決定方法又は選定基準 | 以下の条件をすべて満たすことを要する。なお，団体等が複数ある場合は見積書を徴し最 も低いものと契約する。 <br> 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 頂第 3 号に規定する団体等であること。 <br> 2 本市内に投点を有し，業務の円滑な履行が可能であること。 <br> 3 本市と契約実績あり，且つ当該履行状況が良好であること。 |
| 申請方法 | 下記を提出すること。 <br> （1）見積書 <br> （2）定款（法人の場合） <br> （3）所在地見取図 |
| 提出期限 | 平成 28 年3月18日から平成28年3月29日まで |
| 契約担当課 | 環境部クリーン推進課 環境施設G 担当：仲座 電話 882－6950 |
| 備考 | 詳細については契約担当課までお問い合わせください。 |

那覇市公告第663号
平成 28 年 3 月 18 日掲示済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので，那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

| 件名 | 随意契約の公表について |
| :---: | :--- |
| 業務名 | 平成 28 年度びんの選別作業業務委託 |

那覇市議会訓令第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

## 那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の補助執行） <br> 第3条 議長は，市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員を議会事務局職員に充て，議長の権限に属する事務のら ち，次に揭げるものを補助執行させるも のとする。この場合において，当該個人情報保護担当職員は，議会事務局に属し，事務局長の指揮監督を受けるものとす る。 <br> （1）条例第 12 条，第 13 条，第 15 条及び第15条の2の規定による請求の受付及 び受理に関すること。 <br> （2）条例第20条の規定による不服申立 ての受付及び受理に関すること。 | （事務の補助執行） <br> 第3条 議長は，次の各号に揭げる議長の権限に属する事務の区分に応じ，当該各号 に定める市長事務部局の職員を，議会事務局職員に充て補助執行させるものとす る。この場合において，当該市長事務部局の職員は，議会事務局長の指捙監督を受けるものとする。 <br> （1）条例第 12 条，第 13 条，第 15 条及び第 15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員 <br> （2）条例第 20 条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審查請求担当職員 |
| 備考 <br> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正部分に改める。 <br> 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には，当該改正後部分を加える。 |  |

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市議会訓令第2号
平成 28 年 4 月 1 日

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

## 那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年那覇市議会訓令第1号）の一部を次のように改正 する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の補助執行） <br> 第3条 議長は，市長事務部局の総務部総務 <br> 課情報公開担当職員を議会事務局職員に <br> 充て，議長の権限に属する事務のらち， <br> 过に揭げるもの学補助執行させるものと する。この場合において，当該情報公開担当職員は，議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。 <br> （1）条例第6条第1項の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 <br> （2）条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。 | （事務の補助執行） <br> 第3条 議長は，次の各号に揭げる議長の権 <br> 限に属する事務の区分に応じ，当該各号 に定める市長事務部局の職員を，議会事務局職員に充て補助執行させるものとす る。この場合において，当該市長事務部局の瞕員は，議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。 <br> （1）条例第5条第1項の規定による請求 の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 <br> （2）条例第 19 条第 1 項の規定による審查請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員 |
| 備考 <br> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下中下線が引かれた部分（以下「改正後部分 を当該改正後部分に改める。 <br> 2 改正後部分に対応する改正部分がない場 | 正部分」という。）に対応する改正後の欄 という。）がある場合には，当該改正部分 <br> には，当該改正後部分を加える。 |

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 那覇市議会訓令第3号

平成 28 年 4 月 1 日

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定 める。

那覇市議会議長 金 城
徹

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程（平成13年那覇市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |  |
| :--- | :--- | :--- |
| ［第11号様式 別記］ | ［第11号様式 | 別記］ |
| ［第13号様式 別記］ | ［第13号様式 | 別記］ |

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合に は，当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
（施行期日）
1 この訓令は，平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は，この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し，この訓令の施行の日前に交付された政務活動費については，なお従前の例による。

第11号様式（第6条関係）

| ［略］ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 科 目 | 金 | 額 | 備 | 考 |
|  | 研 究 研 修 費 |  |  |  |  |
|  | 調 查 旅 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 作 成 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 購 入 費 |  |  |  |  |
|  | 広 報 費 |  |  |  |  |
|  | 広 聴 費 |  |  |  |  |
|  | 人 件 費 |  |  |  |  |
|  | 事 務 所 費 |  |  |  |  |
|  | 要請•陳情活動費 |  |  |  |  |
|  | その他の経費 |  |  |  |  |
|  | ［略］ |  |  |  |  |
| ［略］ |  |  |  |  |  |

［改正後 別記］
第11号様式（第6条関係）

| ［略］ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 科 目 | 金 | 額 | 備 | 考 |
|  | 調 査 研 究 費 |  |  |  |  |
|  | 研 修 費 |  |  |  |  |
|  | 広 報 費 |  |  |  |  |
|  | 広 聴 費 |  |  |  |  |
|  | 要請－陳情活動費 |  |  |  |  |
|  | 会 議 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 作 成 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 購 入 費 |  |  |  |  |
|  | 人 件 費 |  |  |  |  |
|  | 事 務 所 費 |  |  |  |  |
|  | ［略］ |  |  |  |  |
| ［略］ |  |  |  |  |  |

［改正前 別記］
第13号様式（第6条関係）

| ［略］ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 科 目 | 金 | 額 | 備 | 考 |
|  | 研 究 研 修 費 |  |  |  |  |
|  | 調 查 旅 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 作 成 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 購 入 費 |  |  |  |  |
|  | 広 報 費 |  |  |  |  |
|  | 広 聴 費 |  |  |  |  |
|  | 人 件 費 |  |  |  |  |
|  | 事 務 所 費 |  |  |  |  |
|  | 要請－陳 情 活 動 費 |  |  |  |  |
|  | その他の経費 |  |  |  |  |
|  | ［略］ |  |  |  |  |
| ［略］ |  |  |  |  |  |
| ［略］ |  |  |  |  |  |

［改正後 別記］
第13号様式（第6条関係）

| ［略］ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 科 目 | 金 | 額 | 備 | 考 |
|  | 調 査 研 究 費 |  |  |  |  |
|  | 研 修 費 |  |  |  |  |
|  | 広 報 費 |  |  |  |  |
|  | 広 聴 費 |  |  |  |  |
|  | 要請－陳 情 活動 費 |  |  |  |  |
|  | 会 議 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 作 成 費 |  |  |  |  |
|  | 資 料 購 入 費 |  |  |  |  |
|  | 人 件 費 |  |  |  |  |
|  | 事 務 所 費 |  |  |  |  |
|  | ［略］ |  |  |  |  |
| ［略］ |  |  |  |  |  |
| ［略］ |  |  |  |  |  |

## 消防局訓令

那霸市消防局訓令第1号
平成28年3月31日
公 表 済

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 徳元 律夫

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令
那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令（平成23年消防本部訓令第4号）の一部を次の ように改正する。

| 改正前 |
| :---: |
| （交替制勤務の職員の勤務時間等） |
| 第4条 交替制勤務の職員（以下「交替制勤 |
| 務者」という。）は，第1部，第2部及び第 |
| 3部の3部（指令情報課においては，「部」 |
| を「係」と読み替えるものとする。）に分 |
| けるものとし，輪番交替にて担任事務を |
| 処理する。 |
| 2 前項の場合におひいて，交替時間は午前 2 |時とする。

3 勤務時間等については，次に揭げるとお りとする。
（1）勤務時間を割り振られた午前 9 時か ら翌日の午前 9 時までの間を当務とす る。
（2）当務終了時から翌々日の午前 9 時ま での間は勤務を要しないものとする。
（3）～（4）［略］
（交替制勤務者の勤務時間の割振り及び休䅴時間）
第6条［略］
2 交替制勤務者の勤務時間は，当務におい て15時間30分とする。この場合において，午前 9 時から午後 5 時 45 分まで及び午後 5時45分から翌日午前9時までにそれぞれ7時間45分の勤務時間を割り振るものとす る。
3 ［略］
4 交替制覲務者の休憩時間は，年前9時か ら午後5時45分までの間に1時間，午後5時45分から翌日午前 9 時までの間に7時間 30分を割り振るものとする。
5 前項に定める休想時間に勤務を命ずる
（交替制勤務の職員の勤務時間等）
第4条 交替制勤務の職員（以下「交替制勤務者」という。）は，第1警備，第2警備及 び第3警備の3警備（指令情報課において は，「警備」を「係」と読み替えるもの とする。）に分けるものとし，輪番交替に て担任事務を処理する。
2 前項の場合において，交替時間は午前 8時30分とする。
3 ［略］
（1）勤務時間を割り振られた午前8時30分から翌日の午前 8 時 30 分までの間を当務とする。
（2）当務終了時から翌々日の午前 8 時 30分までの間は勤務を要しないものとす る。
（3）～（4）［略］
（交替制勤務者の勤務時間の割振り及び休想時間）
第6条［略］
2 交替制勤務者の当務における勤務時間 は，休想時間を除き15時間30分とし，そ の割振りについては別図のとおりとす る。

3 ［略］
4 交替制勤務者の休咊時間は，正午から年後1時までの1時間，午後10時から翌日の年前5時30分までの間に7時間30分を割り振るものとする。
5 前項に定める休憩時間に勤務を命ずる

場合又は命じた場合は，当務に割り振ら れた勤務時間内において別に休想時間を与えるものとする。

6 ［略］
7 当務におらる個々の勤務時間及び休顛
時間の割振りについては，所属長が定め る。

備考
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には，当該改正部分を削る。
3 改正後の欄中の図（以下「改正図」という。）の表示に対応する改正後の欄中に当該図 の表示がない場合は，当該改正後図を加える。
［改正後 別記］
別図（第6条関係）

## 交代制勤務者の勤務時間割振表



付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第2号
平成28年3月31日公 表 済

那覇市消防署の組織に関する規程（昭和 47 年消防本部訓令第 1 号）の一部を次の ように改正する。

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令
那覇市消防署の組織に関する規程（昭和47年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| 第2条［略］ <br> 2 署に出張所を置き，その名称及び位置 は，別表のとおりとする。 <br> ［別表 別記］ <br> （署職員の職及び階級） <br> 第3条 署に署長及び副署長を，係に係長 <br> 急，出張所に出張所長を置く。 <br> 2 前項に定めるもののほか，必要があると <br> きは，署に主幹を，係及び主張所に主査， <br> 主任，主任主事又は主事を置くことがで <br> きる。 <br> 3 消防吏員の職名及び階級は，次の表のと <br> おりとし，同表の左欄に掲げる職は，同表の右欄に揭げる階級にある者をもって <br> 充てる。 <br> ［別記1 参照］ | 第2条［略］ <br> 2 署に出張所を置き，その名称及び位置 は，別表第1のとおりとする。 <br> ［別表第1 別記］ <br> （署長） <br> 第3条 署に署長を置く。 <br> 2 署長は，署の事務を統括し，所属職員を指揮監督する。 |

## （警備長）

第4条 署に交替制勤務の警備長（以下「警備長」といら。）を置く。
2 警備長は，署長を補佐するとともに，署 の事務を掌理し，所属職員を指揮監督す る。
（主幹）
第5条 署と出張所に，必要に応じて主幹を置くことができる。
2 主幹は，所管の事務を掌理し，所属職員学指揮監督する。
（係長）
第6条 係に係長を置く。
2 係長は，係に属する事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

## （出張所長）

第7条 出張所に出張所長を置く。
2 出張所長は，出張所に属する事務を掌理 し，所属職員を指揮監督する。
（係員）
第8条 署及び出張所に所要の事務を行ら
職員を置く。
2 前項の職員は，担当する事務を処理す
る。
（職名及び階級）
䈴9条 消防吏員の職名及び階級は，別表第 2のとおりとし，同表の左欄に掲げる職 は，同表の右欄に掲げる階級にある者を
もって充てる。
［別表第2 別記］

## （職務）

第4条 署長は，署の事務を統括し，所属職員を指捙監督する。
2 副署長は，署長を補佐し，署長の命を受 けで署の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。
3 主幹，係長，主查及び出張所長は，各所管の事務を掌理し，所属職員を指揮監督 さる。
（職務代理）
第2条 署長に事故があるとき，又は署長が欠けたときは副署長が署長の職務権限を代理して行う。
2 署長及び副署長ともに事故があるとき又は欠けたときは，あらかじめ消防局長 が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。
（分掌事務）
第 $\underline{\text { 条［略］}}$
（2）削除
（3）～（19）［略］
（職員の事務分担）
第？［条［略］
（職務代理）
第10条 署長に事故があるとき，又は署長 が欠けたときは警備長が署長の職務権限 を代理して行う。
2 前項に定めるもののほか，必要があると きは，あらかじめ消防局長が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。
（分掌事務）
第11条［略］
（2）～（18）［略］
（職員の事務分担）
第12条［略］
（その他）
第冬条［略］
付 則
備考
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には，当該改正部分を削る。
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には，当該改正後部分を加える。
4 条名等を「～」で結んでいる場合には，これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。
5 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表 （以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には，当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
［改正前 別記］
別表（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
| :---: | :---: |
| 西消防署松尾出張所 | 那覇市松尾2丁目1番29号 |
| 西消防署安謝出張所 | 那覇市港町1丁目13番12号 |
| 西消防署小禄出張所 | 那覇市金城2丁目17番地の2 |
| 中央消防署首里出張所 | 那覇市首里久場川町2丁目149番地の4 |
| 中央消防署国場出張所 | 那覇市宇与儀378番地の7 |
| 中央消防署真和志出張所 | 那覇市寄宮2丁目32番1号 |

［改正後 別記］
別表第1（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
| :---: | :---: |
| 中央消防署神原出張所 | 那覇市桶川2丁目8番9号 |
| 中央消防署首里出張所 | 那覇市首里久場川町2丁目149番地の4 |
| 中央消防署国場出張所 | 那霸市字与儀378番地の7 |
| 西消防署安謝出張所 | 那霸市港町1丁目13番12号 |
| 西消防署小禄出張所 | 那覇市金城2丁目17番地の2 |

［改正前 別記］

| 職名 |  |
| :--- | :--- |
| 署長 | 消防司令長 |
| 階覆級 |  |
| 主長 | 消防司令長 |
| 係長 主查 出張所長 | 消防司令 |
| 消防司令補 |  |
| 主任主事 | 消防士長 |


| 主事 | 消防士 |
| :---: | :---: |
| ［改正後 別記］ |  |
| 別表第2（第9条関係） |  |
| 職名 | 階級 |
| 署長 | 消防監 |
| 警備長 | 消防司令長 |
| 主幹 | 消防司令 |
| 係長 主査 出張所長 | 消防司令補 |
| 主任 | 消防士長 |
| 主任主事 | 消防副士長 |
| 主事 | 消防士 |

付 則
この規程は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第 3 号平成 28 年 3 月 31 日公 表 済

那覇市消防職員の人事評価実施規程を次のように定める。

那霸市消防局長 德元 律夫

## 那覇市消防職員の人事評価実施規程

## （趣旨）

第1条 この訓令は，那覇市消防職員（以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法 に関する事項をの他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義）

第2条 この訓令において，次の各号に揭げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定める ところによる。
（1）人事評価 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（昭和26年法律第34号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることができること とされる，消防局長が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものを いら。
（2）能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行 われる勤務成績の評価をいら。
（3）業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行わ れる勤務成績の評価をいう。
（4）人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）におけ る職員の勤務成績を示すものとして，消防局長が別に定めるものをいう。
（5）定期評価 能力評価及び業績評価について，人事評価記録書を用いて会計年度ご とに行ら評価をいら。
（6）条件附採用期間評価 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行らために，条件附である職員が同項に規定する条件附採用の期間において，その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をい ら。
（7）評価項目 標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として消防局長が定めるものを いら。）の類型を示す項目として，消防局長が別に定める項目をいら。

## （人事評価の種類等）

第3条 人事評価の種類は，定期評価及び条件附採用期間評価とする。
2 この訓令に定めるもののほか，条件附採用期間評価の基準及び方法に関する事項をの

他必要な事項は，消防局長が別に定める。
（定期評価の評価期間及び評価基準日）
第4条 定期評価に倸る評価期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし，評価基準日は
当該評価期間中の1月1日とする。
（定期評価の方法）
第5条 定期評価は，能力評価及び業績評価によるものとする。
2 能力評価は，評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を，評価項目 ごとに，各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として消防局長が別に定める行動に照らして，当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行りものとする。 3 業績評価は，評価期間において職員が果たすべき役割について，第 10 条に規定する目標の設定その他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で，当該役割を果 たした程度を評価することにより行らものとする。
（被評価者の範囲）
第6条 定期評価の対象となる職員（以下「被評価者」といら。）は，臨時又は非常勤の職員以外の職員とする。
2 他の地方公共団体等への派遣，研修その他の事情により，定期評価の実施が困難であ ると消防局長が認める職員の定期評価については，消防局長が別に定める。
（評価者）
第7条 定期評価の評価者は，一次評価者及び二次評価者とし，被評価者の職位に応じ， それぞれ次の表のとおうとする。ただし，消防局長が必要と認める場合は，別に評価者を指定することができる。

| 被評価者 | 一次評価者 | 二次評価者 |
| :---: | :---: | :---: |
| 消防士•消防副士長•消防士長 | 消防司令 <br> ※消防司令補 | 消防司令長 |
| 消防司令補 | 消防司令 | 消防司令長 |
| 消防司令 | 消防司令長 | 消防監 |
| 消防司令長 | 消防監 | 消防正監 |
| 消防監 | 消防正監 |  |

※印の消防司令補については，出張所の所長，各救急隊長，又は署の各係長に充てら れている職員。

## （評価者研修の実施）

第8条 消防局総務課長は，評価者に対して，評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

2 評価者は，前項の研修を受講するものとする。
（定期評価における評語及び点数の付与等）
第9条 能力評価にあたつては，評価項目ごとに，評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」といら。）を付すものとする。

2 業績評価に当たつては，第5条第3項の職員が果たすべき役割（次条に規定する目標の設定その他の方法により示されたものに限る。）ごとに，評価の結果に応じた点数を付 すむのとする。

3 被評価者及び評価者は，個別評語及び点数を付した理由その他参考となるべき事項を人事評価記録書に記録するものとする。
（果たすべき役割の確定等）
第10条 一次評価者は，消防局長が別に定めるところにより，評価期間の開始後，被評価者と面談を行い，業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者 が当該評価期間において果たすべき役割の確定等を行らものとする。 （被評価者による自己申告）

第11条 一次評価者は，定期評価を行うに際し，その参考とするため，被評価者に対し， あらかぐめ，当該定期評価に係る評価期間におかいて当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について，申告させるものとする。
（定期評価の実施，結果の開示等）
第12条 一次評価者は，定期評価を行う前に被評価者と面談を行い，前条の申告の内容等を確認した上で，個別評語及び点数を付すことにより評価を行うものとする。

2 二次評価者は，一次評価者による定期評価について，不均衡があるかどらかといら観点から審査を行い，二次評価者としての個別評語及び点数を付すことにより調整を行 らものとする。この場合において，二次評価者は，当該個別評語及び点数を付す前に，必要に応じて，一次評価者に再評価を行わせることができる。

3 消防局長は，前項の調整が行われた後に，被評価者の定期評価の結果を当該被評価者 に開示するものとする。

4 一次評価者は，前項の規定による開示が行われた後に，必要に応じて被評価者と面談 を行い，定期評価の結果及びその根拠となる事実に基づき，指導及び助言を行うよう努めるものとする。
（職員の異動又は併任への対応）
第13条 定期評価の評価期間におらる，職員の異動又は併任の場合については，評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。 （人事評価記録書の保管）
第14条 人事評価記録書は，評価期間の終了する日の属する会計年度の翌年度の4月1日 から起算して 10 年間，消防局総務課において保管するものとする。
2 前項の保管を行ら場合は，容易に人が目にすることができないよう施錠等を行い管理 するものとする。
（人事評価の活用）
第15条 評価者は，人事評価を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとす る。 （苦情への対応）
第16条 第 12 条第3項の規定により開示された定期評価の結果に関する被評価者の苦情 その他定期評価に関する職員の苦情への対応については，苦情相談及び苦情処理によ り行うものとする。
2 消防局長は，被評価者が苦情の申出をしたことを理由として，当該被評価者に対する不利益な取扱いをしてはならない。
3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は，苦情の申出のあった事実及び当該申出の内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知りえた秘密を保持しなければならない。 （苦情相談）
第17条 苦情相談は，定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。
2 苦情相談は，被評価者の申出に基づき，当該被評価者の二次評価者が対応する。
3 定期評価の結果に関する苦情相談は，当該定期評価の結果が開示された日から起算し て1週間以内に限り，申し出ることができるものとする。

4 前項の規定による申出を受けた二次評価者は，当該申出を受けた日から起算して1週間以内に，対応状況等を記録した上で，被評価者に当該申出に倸る結果を提示しなけ ればならない。
（苦情処理）
第18条 苦情処理は，定期評価の結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情（定期評価の結果に関する苦情を除く。）のみを受け付けるものとする。
2 苦情処理は，被評価者の書面による申出に基づき，消防局総務課長が行う。
3 定期評価の結果に関する苦情処理については，当該定期評価の結果につき1回に限り，受け付けるものとする。
4 定期評価の結果に関する苦情処理は，当該定期評価の結果が開示された日（前条第4項の規定による結果の提示を受けた場合は，当該提示を受けた日）から起算して1週間以内に限り，申し出ることができるものとする。
5 前項の規定にかかわらず，前条第4項に規定する期限内に同項の規定による結果の提示がなされない場合の苦情処理の申出については，定期評価の結果が開示された日か ら起算して3週間以内に限り，行らことができるものとする。
（人事評価推進協議会の設置）
第19条 人事評価制度の円滑な運用，公務能率の向上等のために必要な協議，連絡調整等を行らため，管理職から構成する人事評価推進協議会を設置する。
（補則）
第20条 この訓令に定めるもののほか，人事評価の基淮及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は，消防局長が別に定める。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 3 号

| 平 | 成 28 | 年 | 月 | 日 | 日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公 |  |  |  | 済 |  |

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇市教育委員会委員長 神村洋子

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成19年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 |  |
| :---: | :--- |
| （改正後 |  |
| （委任） | （委任） |
| 第2条 教育委員会は，次に揭げる事項を除 | 第2条［略］ | き，その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（15）［略］
（16）請願，陳情，訴訟及び不服申立て に関すること。
（17）～（19）［略］
2 ［略］
（専決）
第5条［略］
2 教育長は，前項の規定により専決した事項のらち次に掲げるものについては，こ れを次の会議に報告しなければならな い。
（1）前項第3号に規定するもののらち，採用及び免職に係るもの。
（2）前項第4号に規定するもののらち，任免（臨時職員及び非常勤職員の任免 に係るものを除く。）に係るもの。
（1）前項第3号に規定するもののらち，採用及で免職に係るもの
（2）前項第4号に規定するもののらち，任免（臨時職員及び非常勤職員の任免 に係るものを除く。）に係るもの
（3）［略］
（3）［略］
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正翇部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

```
那覇市教育委員会規則第4号
平成 28 年 3 月 25 日
公 布 済
```

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 神村洋子

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。


付 則
この規則は，公布の日加ら施行する。
［改正前 別記］
別表（第2条関倸）

| 職員の範囲 | 週休日 | 勤務時間の割振り | 休咱時間 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 市民スポーツ課 | （1）日曜日 | 月曜日加ら金曜日まで | 勤務時間の割振りが（1）の場 |
| に勤務する職員 | （2）土曜目 | （1）8時30分加ら17 | 合において，11時から14時ま |
| のらち所属長が |  | 時15分まで | で，（2）の場合におすいて，16 |
| 指定するもの |  | （2）12時45分から2 | 時から19時までの間で所属長 |
|  |  | 1時30分まで | が定める1時間は，休憩時間と |
|  |  | （1）又は（2）のらちから | する。 |
|  |  | 所属長が定める。 |  |
| 生涯学習課に勤 | ［略］ |  | 勤務時間の割振りが（1）の場 |
| 務する職員のら |  |  | 合において，12時から13時ま |
| ち所属長が指定 |  |  | での1時間は，（2）又は（3）の場 |
| するもの |  |  | 合において，14時から18時ま |


［改正後 別記］
別表（第2条関保）

| 職員の範囲 | 週休日 | 勤務時間の割り振り | 休頢時間 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 生涯学習課に勤 | ［略］ |  | 勤務時間の割り振りが，（1） |
| 務する職員のら |  |  | の場合にあっては12時から13 |
| ち所属長が指定 |  |  | 時まで，（2）又は（3）の場合に |
| するもの |  |  | あっては14時から18時まです |
|  |  |  | 間で所属長の定める1時間 |
| 市民スポーツ課 | （1）日曜日 | 月曜日から金曜日まで | 勤務時間の割り振りが，（1） |
| に勤務する職員 | （2）土曜且 | （1）8時30分から17 | の場合にあっては11時から14 |
| の方ち所属長が |  | 時15分まで | 時までの間，（2）の場合にあっ |
| 指定するもの |  | （2）12時45分から2 | ては16時から19時までの間で |
|  |  | 1時30分まで | それぞれ所属長の定める1時 |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { (1) 又は (2) のらちから } \\ & \hline \text { 所属長が定める。 } \end{aligned}$ | 間 |
| 教育相談課に勤務する職員のら ち所属長が指定 するもの | ［略］ |  | 勤務時間の割り振りが，（1） |
|  |  |  | の場合にあっては12時から13 |
|  |  |  | 時まで，（2）又は（3）の場合あ |
|  |  |  | つては14時から18時までの間 |
|  |  |  | で所属長の定める1時間 |
| 学務課に勤務す | （1）日曜且 | 月曜日から金曜日まで | 11時から14時までの間で所属 |
| る職員のらち所 | （2）土曜日 | 8時 30 分から 17 時 15 | 長の定める1時間 |
| 属長が指定する |  | 分まで |  |
| もの |  |  |  |
| 図書館に勤務す る職員 | ［略］ | $\begin{aligned} & 1 \text { 週38時間45分とし, そ } \\ & \text { の割り振りは, 所属長 } \\ & \hline \text { が定める。 } \\ & \hline \end{aligned}$ | ［略］ |
| ［略］ |  |  |  |

# 那覇市教育委員会規則第5号 

平 成 28 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会委員長 神村洋子

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成25年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のよらに改正する。

| 改 |  |
| :---: | :---: |
| （補助執行事務） <br> 第4条 教育委員会は，別表第2の左欄に掲 げる事務（以下「補助執行事務」といら。） を，同表右欄に揭げる職員（以下「補助執行職員」といら。）に補助執行させるもの とする。ただし，那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 （平成19年那覇市教育委員会規則第3号。 <br> 以下「教育長委任規則」という。）第2条各号に規定するもの及び重要又は異例に属するものについては，教育委員会の会議に付さなければならない。 <br> 2 ［略］ <br> ［別表第1 別記］ | （補助執行事務） <br> 第4条 教育委員会は，別表第2の左欄に掲 げる事務（以下「補助執行事務」といら。） を，同表右欄に揭げる職員（以下「補助執行職員」といら。）に補助執行させるもの とする。ただし，那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 （平成19年那覇市教育委員会規則第3号。以下「教育長委任規則」という。）第2条第1項各号に規定するもの及び重要又は異例に属するものについては，教育委員会の会議に付さなければならない。 <br> 2 ［略］ <br> ［別表第1 別記］ |
| 備考 <br> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対応する改正後の欄中下線が引か和た部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分 を当該改正後部分に改める。 <br> 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には，当該改正後部分を加える。 |  |

付 則
この規則は，平成28年4月1日から施行する。
［改正前 別記］
別表第1（第2条関係）

| 委任する事務 | 委任する職員 |
| :---: | :---: |
| 1 ［略］ | ［略］ |
| 2 那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）の施行に関 する事務のらち，公文書の公開請求及び公開請求に関する処分 に対する不服申立ての受付及び受理に関する事務 <br> 3 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の施行に関する事務のらち，保有個人情報の開示，訂正及び利用の停止等の請求並びに請求に関する処分に対する不服申立ての受付及 び受理に関する事務 |  |


| $4 \sim 5$ | ［略］ | ［略］ |
| :--- | :--- | :--- |

［改正後 別記］
別表第1（第2条関俰）

| 委任する事務 | 委任する職員 |
| :---: | :---: |
|  | ［略］ |
|  | ［略］ |

## 那覇市教育委員会規則第6号

平 成 28 年 4 月 1 日

那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇市教育委員会委員長 神村洋子

## 那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

那覇市就学指導委員会規則（昭和52年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| 那霸市就学指導委員会規則 （趣旨） <br> 第1条 この規則は，那覇市附属機関の設置 に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき，那覇市就学指導委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める ものとする。 <br> （担任事務） | 那覇市就学支援委員会規則 <br> （趣旨） <br> 第1条 この規則は，那覇市附属機関の設置 <br> に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき，那覇市就学支援委員会（以下「委員会」といら。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定める ものとする。 <br> （担任事務） |

第2条 審議会は，教育委員会の諮問に応じ て，那覇市立幼稚園，小学校及び中学校 において特別支援教育を要する幼児，児童及び生徒の就学指導を行うため判定及 び教育措置について，次の各号に掲げる事項について調查審議する。
（1）就学指導のための判定
（2）教育相談の実施
（3）特別支援教育の推進
（4）関係機関との提携
（5）その他必要な事項
（組織）
第3条［略］
2 委員は，次の各号に掲げる者のらちから教育委員会が委嘱又は任命する。
（1）那覇市立幼稚園長，小学校長及び中学校長
（2）特別支援学級教諭
（3）［略］
（4）教育相談課職員
（5）特別支援学校教諭
第2条 委員会は，教育委員会の諮問に応じ て，特別支援教育を要する幼児，児童及 び生徒（以下「児童生徒」という。）の就学に倸る支援等を行うため，次に掲げる事項について調査審議する。
（1）児童生徒の就学先の判断に関する こと。
（2）児童生徒の障がいの種類，程度等の把握に関すること。
（3）児童生徒に倸る教育相談に関する こと。
（4）前3号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める事項 （組織）
第3条［略］
2 委員は，次に揭げる者のらちから教育委員会が委嘱する。
（1）那覇市立の小学校及び中学校の校長
（2）那覇市立の小学校及び中学校の特別支援学級教諭
（3）［略］
（6）［略］
（任期）
第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間と する。

2 ［略］
（会長及び副会長）
第5条［略］
2 ［略］
3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故が あるときはその職務を代理し，会長が欠 けたときは，その職務を行う。
（部会の設置）
第8条［略］
$2 \sim 4$［略］
5 副部会長は，部会長に事故があるときは その職務を代理し，部会長が欠けたとき は，その職務を行う。
6～7［略］
備考
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」といら。）がある場合には，当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には，当該改正部分を削る。
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には，当該改正後部分を加える。

付 則
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

## 教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号 $\begin{array}{cccccc}\text { 平 } & \text { 成 } 28 & \text { 年 } & \text { 月 } & \text { 日 } & \text { 日 } \\ \text { 表 } & & & \text { 済 }\end{array}$

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会教育長 渡慶次克彦

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程（平成21年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （保存年限及び分類） <br> 第36条 文書の保存年限は，原則として永 <br> 年，10年，5年及び1年の4区分とし，その分類基準は，おおすきね次のとおりとする。 <br> （1）永年保存 <br> ア～ウ［略］ <br> エ 訴願，訴訟及び異議の申立てに関 する重要文書 <br> オ～ケ［略］ <br> （2）～（4）［略］ | （保存年限及び分類） <br> 第36条［略］ ```(1) [略] ア~ウ [略] 工 訴願, 訴訟及び䆺查請求に関する 重要文書 オ~ケ [略] (2)~ (4) [略]``` |
| 備考 改正前の欄中下線が引か対た部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」といら。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会規程

那覇市選挙管理委員会規程第2号平 成 28 年 4 月 1 日

那覇市個人情報条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年那覇市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次 のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の委任） <br> 第3条 那覇市選挙管理委員会は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき，次の各号に揭げる事務の区分に応じ，当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 <br> （1）［略］ <br> （2）条例第 20 条の審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課 の審査請求担当職員 | （事務の委任） <br> 第3条 那覇市選挙管理委員会は，地方自治 <br> 法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規 <br> 定により，次の各号に揭げる事務の区分 <br> に応じ，当該各号に定める市長事務部局 <br> の職員に委任する。 <br> （1）［略］ <br> （2）条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること務部法制契約課の審査請求担当職員 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

付 則
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号平 成 28 年 4 月 1 日那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年那覇市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次の ように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の委任） <br> 第3条 那覇市選挙管理委員会は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき，次に各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 <br> （1）条例第 6 条第 1 項の公開請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 <br> （2）条例第19条第1項の審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員 | （事務の委任） <br> 第3条 那覇市選挙管理委員会は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により，次の各号に掲げる事務の区分 に応じ，当該各号に定める市長事務部局 の職員に委任する。 <br> （1）条例第5条第1項の規定による請求 の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 <br> （2）条例第19条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

付 則
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

## 監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第 5 号平成28年3月9日公 表 済

那霸市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正す る。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （趣旨） <br> 第1条 この規程は，那覇市監査委員の管理 する公文書の公開等について，那羁市情報公開条例（平成 26 年那覇市条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要 な事項を定めるものとする。 | （趣旨） <br> 第1条 この訓令は，那覇市監査委員の管理 する公文書の公開等について，那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要 な事項を定めるものとする。 |
| 第2条［略］ | 第2条［略］ |
| （事務の委任） <br> 第3条 那覇市監査委員は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき，次に掲げる事務を市長事務部局 の総務部総務課情報公開担当職員に委任 する。 <br> （1）条例第6条の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 <br> （2）条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。 | （事務の委任） <br> 第3条 那覇市監査委員は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に より，次の各号に掲げる事務の区分に応 じ，当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 <br> （1）条例第 5 条第 1 項の規定による請求 の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 <br> （2）条例第 19 条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審查請求担当職員 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」といら。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

## 付 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市監査委員訓令第6号
平 成 28 年 3 月 9 日
公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正 する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （趣旨） <br> 第1条 この規程は，那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 | （趣旨） <br> 第1条 この訓令は，那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| 第2条［略］ | 第2条［略］ |
| （事務の補助執行） <br> 第3条 那覇市監査委員は，地方自治法（昭 <br> 和22年法律第67号）第180条の7の規定に <br> 基づき，次に揭げる事務を市長事務部局 <br> の総務部総務課個人情報保護担当職員に <br> 補助執行させるものとする。この場合に <br> おいて，当該個人情報保護担当膱員は， <br> 代表監査委員の指揮監督を受けるものと さる。 <br> （1）条例第12条，第 13 条，第 15 条及び第 15条の 2 の規定による請求の受付及び受理に関すること。 <br> （2）条例第 20 条の規定による不服申立 ての受付及び受理に関すること。 | （事務の委任） <br> 第3条 那覇市監査委員は，地方自治法（昭 <br> 和22年法律第67号）第180条の7の規定に <br> より，次の各号に掲げる事務の区分に応 <br> じ，当該各号に定める市長事務部局の職 <br> 員に委任する。 <br> （1）条例第 12 条，第 13 条，第 15 条及び第 <br> 15条の2の規定による請求の受付及び <br> 受理に関すること 市民文化部市民生 <br> 活安全課の個人情報保護担当職員 <br> （2）条例第20条第 1 項の規定による審査 <br> 請求の受付及び受理に関すること 総 <br> 務部法制契約課の審査請求担当職員 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 農業委員会告示

那霸市農業委員会告示第2号平 成 2 8 年 3 月 14 日掲 示 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 嘉数 誠

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示
那覇市個人情報保護条例施行規程（平成 25 年那覇市農業委員会告示第 1 号）の一部を次の ように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の補助執行） | （事務の委任） |
| 第3条 那覇市農業委員会は，地方自治法 | 第3条 那覇市農業委員会は，地方自治法 |
| （昭和22年法律第67号）第180条の7の規定 | （昭和22年法律第67号）第180条の7の規定 |
| に基づき，次に掲げる事務を市長事務部 | により，次の各号に掲げる事務の区分に |
| 局の総務部総務課個人情報保護担当職員 | 応じ，当該各号に定める市長事務部局の |
| に補助執行させるものとする。この場合 | 職員に委任する。 |
| において，当該個人情報保護担当職員は， | （1）条例第12条，第13条，第15条及び第 |
| 委員長の指揮監督を受けるものとする。 | 15条の2の規定による請求の受付及び |
| （1）条例第 12 条，第 13 条，第15条及び第 | 受理に関すること 市民文化部市民生 |
| 15条の2の規定による請求の受付及び | 活安全課の個人情報保護担当職員 |
| 受理に関すること。 | （2）条例第20条第1項の規定による審査 |
| （2）条例第 20 条の規定による不服申立 | 請求の受付及び受理に関すること 総 |
| ての受付及び受理に関すること。 | 務部法制契約課の審查請求担当職員 |

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この規程は，平成28年4月1日から施行する。

## 那覇市農業委員会告示第3号

平 成 2 8 年 3 月 14 日掲 示 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 嘉数 誠

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年那覇市農業委員会告示第3号）の一部を次のよう に改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の委任） <br> 第3条 那覇市農業委員会は，地方自治法 （昭和22年法律第67号）第180条の7の規定 に基づき，次に揭げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に委任する。 <br> （1）条例第6条第1項の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 <br> （2）条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。 | （事務の委任） <br> 第3条 那覇市農業委員会は，地方自治法 （昭和22年法律第67号）第 180 条の7の規定 $\qquad$応じ，当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 <br> （1）条例第5条第1項の規定による請求 の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 <br> （2）条例第 19 条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること総務部法制契約課の審査請求担当職員 |

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」といら。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この規程は，平成28年4月1日から施行する。

## 固定資産評価審査委員会訓令

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第 1 号

| 28 年 3 月 15 |
| :---: |
| 公 表 |

那覇市固定資産評価審査委員会处務規程の一部を改正する訓令を次のように定め る。

那覇市固定資産評価審査委員会委員長 宮 里 猛

那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する訓令
那霸市固定資産評価審査委員会処務規程（昭和63年那霸市固定資産評価審査委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| $(そ の$ 他の事項） | （その他の事項） |
| 第4条 この規程に定めるもののほか，庶務 | 第4条 この訓令に定めるもののほか，庶務 |
| の処理については市長事務部局の例によ | の処理については市長事務部局の例によ |
| る。 | る。 |

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

## 那覇市固定資産評価審査委員会訓令第2号

| 平 |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 公 | 成 | 28 | 年 3 |  |
| 表 |  |  |  | 日 |
| 済 |  |  |  |  |

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会委員長 宮 里 猛

## 那覇市情報公開条例施行規程の一部定改正する訓令

那覇市情報公開条例）施行規程（昭和63年那覇市固定資産評価審査委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 |
| :---: |
| （趣旨） |
| 第1条 この訓令は，那霸市固定資産評価審 |
| 查委員会の管理する公文書の公開等につ |
| いて，那苒市情報公開条例（平成26年那羁 |
| 市条例第26号。以下「条例」という。） |
| の施行に関し必要な事項を定めるものと |
| する。 |
| （事務の委任） |

第3条 那覇市固定資産評価審查委員会は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき，次に揭げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に委任する。
（1）条例第6条第1項の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。
（2）条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。
（趣旨）
第1条 この訓令は，那覇市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の管理する公文書の公開等について，那覇市情報公開条例（平成 26 年那覇市条例第 26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（事務の委任）
第3条 委員会は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により，次の各号に揭げる事務の区分に応じ，当該各号に定める市長事務部局の職員に委任す る。
（1）条例第5条第1項の公開請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員
（2）条例第19条第1項の審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員

## 備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」といら。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には，当該改正後部分を加える。
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改 める。

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第 3 号
平 成 28 年 3 月 15 日公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長 宮 里 猛

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令
那覇市個人情報保護条例施行規程（平成4年那覇市固定資産評価審査委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| :---: | :---: |
| （事務の補助執行） <br> 第3条 那覇市固定資産評価審查委員会は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180条の7の規定に基づき，次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとす る。この場合において，当該個人情報保護担当職員は，委員会に属し，委員長の指揮監督を受けるものとする。 <br> （1）条例第 12 条第 1 項の規定による開示請求，条例第 13 条の規定による訂正請求，条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求 の受付及び受理に関すること。 <br> （2）条例第 20 条の規定による不服申立 ての受付及び受理に関すること。 | （事務の委任） <br> 第3条 那覇市固定資産評価審查委員会は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180条の7の規定により，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 <br> （1）条例第 12 条，第 13 条，第 15 条及び第 15条の 2 の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員 <br> （2）条例第20条第1項の規定による審查請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員 |
| 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改める。 |  |

付 則
この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

